

平成30年第3回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成30年9月6日 開会

平成30年9月13日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成30年第3回新十津川町議会定例会

平成30年9月6日（木曜日）
午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定

◎出席議員（11名）

1番	進藤久美子君	2番	杉本初美君
3番	鈴井康裕君	4番	小玉博崇君
5番	白石昇君	6番	西内陽美君
7番	安中経人君	8番	青田良一君
9番	長名實君	10番	笹木正文君
11番	長谷川秀樹君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
保健福祉課長	遠藤久美子君
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	後木満男君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	中畑晃君
会計管理者	内田充君
代表監査委員	山本忍君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮正人君
--------	-------

◎開会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

皆さん、ご案内の緊急事態でございますので、通常開会前に朗唱しております町民憲章につきましては、省略させていただきます。ご理解をいただきたいと思います。

ただ今から、平成30年第3回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） ただ今出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、1番、進藤久美子君。2番、杉本初美君。両君を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

定例会の運営について、報告を求めます。

青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） おはようございます。それでは、去る8月31日に開催されました議会運営委員会の内容について、ご報告を申し上げたいと思います。

出席者は、記載のとおりでございます。説明員として、小林副町長と寺田総務課長にご出席をいただきました。

5の協議事項でございます。

まず（1）といたしまして、平成30年第3回町議会の定例会の会期は、議案等を考慮し9月6日、本日から9月11日までの5日間とするということで決定を見ております。

日程につきましては、裏面に記載のとおり進めていきたいということでございますので、裏面をご覧ください。

（3）でございますが、付議案件は、報告3件、条例の一部改正が1件、平成30年度会計補正予算1件、財産の処分1件、人事案件2件、平成29年度会計認定5件の計13件である旨、総務課長の方から説明を受けたところでございます。

（4）平成29年度会計決算認定の審議につきましては、議長及び監査委員に選任された議員を除く9名によりまして、決算審査特別委員会を設けて行うということでございます。

(5) です。一般質問者は、5人から通告がありました。件数は9件となっております。
(6) 請願、陳情等の受理状況についてでございますが、局長の方から8月30日現在、陳情1件を受理しているということで報告を受けました。これにつきましては、議運でもって協議をし、議長預りという形の中で処理をさせていただきました。

さて、本日、9月6日9時から議会運営委員会を招集し、委員会を開催いたしました。冒頭、議長からお話があったように非常事態と言いますか、極めて特別な事態が発生しております。

そこで、先ほど申し上げました9月11日までの議会の日程を13日まで延ばしたいということで、議運としての日程を決定させていただきましたので、議員各位のご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長報告が終わりました。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本日から9月13日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月13日までの8日間と決定いたしました。

◎町長からの発言

○議長（長谷川秀樹君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 皆さん、おはようございます。議長、議会運営委員長から話ありましたとおり、緊急事態の中で、このランタンが灯る議会という事は、本当に初めてではないかというふうに思います。

そういった中で、昨日の強風による被害、そして、本日の地震による被害対応について、ごく簡単に概要だけ説明をさせていただきたいというふうに思います。

昨日、9月5日の強風については、最大瞬間風速は午前4時8分、滝川観測所で24.4メートル、旧吉野小学校にある吉野観測所で午後5時4分で、21.4メートルの強風が最大瞬間風速という形になってございます。

普通のインターネットの方に出る最大風速と、この10分間平均の風速でありますけども、滝川の観測所では午前4時15分で14.1メートル。吉野観測所では午後4時5分で、7.8メートルという観測データになってございます。

朝方から非常に強風が吹き出しました。そのようなことで、未然に強風に耐えるべく、状況を防災無線等で周知もさせていただいたところでございますけども、現在、把握をし

ている被害状況について、件数だけ報告をさせていただきたいというふうに思います。

農業被害が、現在73件でございます。これは、ビニールハウス、格納庫、屋根のトタンだとかシャッターの破損件数で、延べ73件ということで把握をさせていただいてございます。

一般被害ということでございます。JAだとか個人の倉庫等の被害件数で8件、それと町有施設でございます。町の庁舎で管理をしている東側の車庫のシャッターだとか、学校の物置だとか、温水プールに穴が空いたなど、そしてあと樹木、公園等の樹木などの被害でございます。延べ町有施設で21件、今確認をしてございまして、被害総数で102件ということでございます。

現時点の被害件数ということで押さえていただきたいというふうに思いますし、被害の金額については、今調査中ということでご理解をさせていただきたいというふうに思います。

2点目であります。本日、早朝、3時8分にマグニチュード6.7、最大震度6強という北海道に大きな地震が発生いたしました。本町においては、震度4ということでございます。

早速職員が招集をし、4時50分には災害対策本部を設置いたしました。現在のところ、町民の被害ということでは受けておりませんので、そういったことでは安堵をしているところでございます。

しかしながら、今日の議会もそうでありますけれども、火力発電所が停止をしたため、全道295万戸が停電をしております。今、水力発電は開始をし、今後、火力発電の開始ということになってございますが、現在のところ復旧の目処が立っていないという状況でございます。

北電とも連絡をとりながら、町民の皆さん方には防災無線等で周知をさせていただいているところでございまして、現在、本日は小中学校臨時休校、公共施設全面休止、また、町民の方の不安をお持ちの方もいらっしゃるというような予測から、各行政区会館を自主避難所として午前7時に開設をいたしました。現在20名の方が自主避難をして行政区会館にそれぞれ集まっているという状況でございます。

それと水道施設でありますけれども、停電によって水道が通水しないのではないかと心配をされてる方の電話も何件か伺ってございますけれども、水道については、町内安定供給をしているということでありますので、そのことについても今、防災無線をかけながら、水道については問題ないということを知らせていただきたいと思いますというふうに思います。

ただ、水道の機能についても、電気がないと水道の給水ができない、そういうご家庭もありますから、そういった方については状況を、対応を確認をしてもらわなければならないということになってございます。

ちょっと関連でありますけれども、雨竜と浦臼では導水ポンプを必要とする地域がございまして、雨竜では20件、浦臼では27件の方が、そういう導水ポンプが必要ということから、断水という形になってございまして、雨竜町と浦臼町で窓口になっていただき、袋でそれぞれの家庭に水を供給をしているという状況をお知らせをしたいというふうに思います。

なお、現在、この地震によっ被害が発生しているかどうかについては、道路、橋梁などパトロールを今しているところでございます。もしそういう崩壊箇所があれば、通行止めをしながら安全確保をしていくところでございます。

以上、ごく簡単でありますけども、昨日の強風、そして、本日の地震の概要について、お知らせ報告をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎延会

○議長（長谷川秀樹君） お諮りをいたします。

本日の本会議は、これにて延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日は、これで延会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時13分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成30年第3回新十津川町議会定例会

平成30年9月10日（月曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第2号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

1) 事務報告

2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告

3) 例月現金出納検査結果報告

4) 財政援助団体監査結果報告

5) 一部事務組合議会報告

6) 常任委員会政務調査報告

第3 行政報告

第4 教育行政報告

第5 議案第40号 新十津川町税条例等の一部改正について（内容説明まで）

第6 一般質問

第7 議案第41号 平成30年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）（内容説明まで）

第8 議案第42号 財産の処分について（内容説明まで）

第9 認定第1号 平成29年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について
（概要説明まで）

第10 認定第2号 平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて（概要説明まで）

第11 認定第3号 平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について（概要説明まで）

第12 認定第4号 平成29年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて（概要説明まで）

第13 認定第5号 平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認
定について（概要説明まで）

第14 報告第4号 平成29年度新十津川町健全化判断比率の報告について

第15 報告第5号 平成29年度新十津川町資金不足比率の報告について

第16 報告第6号 非強制徴収債権の放棄の報告について

◎出席議員（11名）

1番 進藤久美子君 2番 杉本初美君

3番 鈴井康裕君 4番 小玉博崇君

5番 白石昇君 6番 西内陽美君

7番 安中 経人 君
9番 長名 實 君
11番 長谷川 秀 樹 君

8番 青田 良一 君
10番 笹木 正文 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田 義信 君
副町長	小林 透 君
教育長	久保田 純史 君
総務課長	寺田 佳正 君
住民課長	平田 智子 君
保健福祉課長	遠藤 久美子 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後木 満男 君
建設課長	谷口 秀樹 君
教育委員会事務局長	中畑 晃 君
会計管理者	内田 充 君
代表監査委員	山本 忍 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮 正人 君
--------	---------

◎黙とう

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

開議に先立ちまして、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により犠牲となられました方々に哀悼の意を表し、黙とうを奉げたいと思います。

皆様、恐れ入りますが、ご起立ください。

黙とう。

[黙とう]

○議長（長谷川秀樹君） 黙とうを終わります。

ご着席ください。

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） ただ今出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、3番、鈴木康裕君。4番、小玉博崇君。両君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の財政援助団体監査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

まず、西空知広域水道企業団議会の報告を鈴木康裕君よりお願いいたします。

[3番 鈴木康裕君登壇]

○3番（鈴木康裕君） それでは、議長の指示がございましたので、8月22日に開催されました平成30年第2回西空知広域水道企業団議会定例会の内容について、ご報告をさせていただきます。

まず、企業長行政報告がございまして、業務量に関する件、給水収益の状況、給水装置工事の実施状況、建設工事の実施状況について報告がありました。いずれも順調に執行されているとのことであります。

もう一つ、8月15日浦臼町内で発生した漏水事故報告がございました。国道275号線沿

いの浦臼市街地で、土の中に埋められている硬質塩化ビニール管のソケットが抜けたことによる漏水であります。お盆休みの真っ最中にも関わらず迅速な対応で、次の日の未明午前2時半に作業が完了し、朝から給水所を設け、住民に飲料水を供給し、大きな混乱にはならなかったという報告でございました。

次に、報告事項が1件、議決案件は2件ございました。

報告事項の内容は、西空知広域水道事業会計の資金不足額はなく、資金不足比率についても特に問題となる点はないということでありました。

議案第4号は、平成30年度西空知広域水道事業会計補正予算についてで、水道料金会計システムの賃貸契約で1,800万円の補正を承認いたしました。

議案第5号は、平成29年度西空知広域水道事業会計決算認定についてでありましたが、決算報告、事業報告とも原案どおり承認されました。

監査委員の決算審査意見書では、経常利益はプラスであり、経常収支に関する問題はない。今後も財政状況を十分勘案しながら、老朽管の更新など計画的に事業に取組み、一層の漏水防止対策や経費の節減に努め、住民の水道用水に対する安全、安心に 대응できるよう努力されたいとの意見をいただきました。

以上で、平成30年第2回西空知広域水道企業団定例会の報告を終わります。

詳細につきましては、議案書とともに事務局に置いてありますので、お目通しをお願いいたします。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 西空知広域水道企業団議会の報告を終わります。

引き続き、空知教育センター組合議会の報告を白石昇君よりお願いいたします。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） それでは、議長のご指示がございましたので、空知教育センター組合議会第1回臨時会の報告をいたします。

第1回臨時会は、空知教育センター大会議室において、6月の29日午前10時より開かれました。

前田組合長の行政報告の後に会議に入り、付議された議案は1件であります。

空知教育センター組合教育委員会教育長、山崎猛氏の6月26日で任期満了に伴う人事がございました。30年6月27日より3か年の間、山崎猛氏が再任をされたことを報告を申し上げます。

そのほか、上砂川町の奥山光一議員の議席の指定があり、臨時会が終了したことをご報告を申し上げます。

なお、関係書類については、指定の所に置いておりますので、お目通しを願いたいと思います。以上で報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知中部広域連合議会の報告を杉本初美君よりお願いいたします。

〔2番 杉本初美君登壇〕

○2番（杉本初美君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、8月21日に招集されました第2回空知中部広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

例月現金出納検査、一般行政報告のあと議案第1号、空知中部広域連合介護保険被保険

者の利用者負担金の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて上程され、原案どおり承認いたしました。

続いて、認定第1号、平成29年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算では、109万694円。

認定第2号、介護保険事業会計歳入歳出決算では、7,017万4,391円。

認定第3号、国民健康保険事業会計歳入歳出決算では、2億8,117万3,114円。

認定第4号、障害者支援事業会計歳入歳出決算では、19万2,718円と、それぞれ会計が黒字となっており、健全財政が維持されており、すべて認定されました。

議案第2号から議案第5号までは、それぞれ補正予算であり、議案第2号、平成30年度空知中部広域連合一般会計補正予算第1号。議案第3号、介護保険事業会計補正予算第1号。議案第4号、国民健康保険事業会計補正予算第1号。議案第5号、障害支援事業会計補正予算第1号は、すべて可決されております。

議案第6号、空知中部広域連合介護保険総合条例の一部を改正する条例は、介護保険法施行令の改正により、条の移動があったため、本条例の一部を改正したものであり、原案どおり可決されました。

選挙第1号、空知中部広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙については、空知中部広域連合選挙管理委員会管理委員及び同補充員の全員が平成30年8月20日をもって任期満了となったので、地方自治法の規定により選挙を行ったものであり、選挙管理委員会委員には、歌志内の杉田義之氏、上砂川の岡克人氏、新十津川町の竹原嘉一氏、雨竜町の吉見正弘氏が選任され、補充員には、歌志内の黒田征子氏、上砂川町の大浦憲吾氏、新十津川町の藤原聖也氏、雨竜町の長原廣幸氏が選任されております。

以上が、第2回定例会の内容でございます。

以上で報告を終わりますが、資料は事務局に提出してありますので、後ほどお目通しください。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 空知中部広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、各常任委員会の政務調査報告を願います。

まず、総務民生常任委員会政務調査報告を西内委員長よりお願いいたします。

〔総務民生常任委員長 西内陽美君登壇〕

○総務民生常任委員長（西内陽美君） 議長のご指示がありましたので、去る7月24日の総務民生常任会政務調査について報告いたします。

テーマは、人口減少社会における持続可能なまちづくりの推進について。

視察先は、沼田町です。

内閣府から地域活性化モデルケースとして認定されました全国33件のうちの1件、沼田町農村型コンパクトエコタウン構想の取り組みについて学ばせていただきました。

沼田町は、今年7月1日現在で、人口3,135人、世帯数1,520世帯、65歳以上の高齢者人口は1,324人、高齢化率42.2パーセントとなっております。

まず、構想の始まりについてですが、沼田町では、J A北海道厚生連が運営する沼田厚生病院で、毎年約2,000万円弱の赤字が発生していました。平成19年には、11億から12億円の累積赤字となり、厚生連と町で協議した結果、平成19年度以降からは、赤字分は町で

負担することになったため予算計上が厳しくなりました。

厚生連側は、町にコンサルタントの受け入れを申し出ましたが、金平嘉則町長は、町民と行政で考える方向を示しました。金平町長は、小さな町では、行政がすべて行うことはできないことを町民に説明し、住民主体で自分らしく暮らし続けられるまちづくりを提案することとし、平成25年5月、沼田町の医療福祉体制の今後を考える町民懇談会を開催し、病院を規模縮小し、診療所へ変更、建設、医師の確保について提案説明をしました。

内容は、旧沼田中学校跡地4.6ヘクタールの用地に町立診療所、デイサービスセンター、地域交流センター、小規模多機能居宅介護施設、高齢者生活支援ハウス、子育て住宅、一般住宅、公園などを整備する内容を柱とするものでした。

懇談会で今後の沼田町を考えたとき、町民から医療、福祉だけではなく、住宅や買い物移動等、小規模自治体のさまざまな課題に対応したまちづくりを総合的に検討する必要があるとの意見が出たことから、沼田町農村型コンパクトエコタウン構想の策定に取りかかりました。

人口減少、少子高齢化の中で、医療福祉体制の確保や高齢者の買い物環境の改善などを図る構想は、地方の小規模自治体には共通する課題でしょうが、沼田町の場合、計画策定段階からの住民参加という点に全国から注目された特徴があります。

平成25年から安心して暮らし続けられるまちをテーマとした、住民ヒアリングや住民ワークショップ、職員ワークショップを実施し、コミュニティーデザインの手法による住民主体のまちづくりを推進しており、平成29年内閣府地方創生推進事務局が発行した地域再生制度活用事例集において、地域住民と連携して地域のニーズを踏まえたまちづくりを進めている自治体として、その取り組みが紹介され全国から注目を集めました。

特定地域再生事業費補助金などにより、コンサルタントを効果的に活用して意見集約を図り、何度も開催したヒアリングやワークショップの内容は、住民に周知し、課題の抽出、ニーズの把握に努めました。上がってきたのが買い物が不便、医療や福祉面に不安、交通が不便などでした。

そこからまちづくりの担い手を育成し、長続きする運動にするなど住民主体のまちづくり体制の構築が始まります。結果、関係機関、住民との連携が円滑化、事業推進に係る自主組織が形成、住民の参加意識の高まりを招きました。

そして、いよいよ歩いて暮らせるまちづくり構想の推進です。

病院、福祉施設、商業施設などをご高齢者が歩いて移動できる距離、半径500メートル以内に集約することでした。

一つに、安心センターという名称の地域密着多機能型総合センターを建設しました。診療所、地域安心センター、デイサービスセンターの三つの機能を持つワンストップ窓口で、社会福祉協議会や多世代交流スペースもあり、全体が医療、福祉、子育て一体となった町の施設になっています。

二つ目は、快適住宅ゾーン整備事業です。世代間交流や子供達の遊べる環境を確保した雪の心配が少ない一般公営住宅、子育て住宅を整備しました。子育て世代向け住宅整備事業は、事業者への助成で低家賃での入居を実現し、空き家を再生した住み替え促進事業も展開しています。住宅建設、改築時には、それぞれ補助金制度も設けました。

三つ目は、商業コミュニティー中核施設の建設です。農協店舗の閉店や農協庁舎の建て

替え問題に対応して、沼田町、沼田町商工会、北いぶき農業協同組合が出資し、株式会社まちづくり沼田を設立。国の地域商業自立促進事業補助と町の補助により、まちなかほっとタウンを建設、スーパー、農協事務所、農協金融機関、美容室があり、町民の買い物の利便性を図りました。

四つ目は、移動への支援として、乗り合いタクシー事業を導入しました。市街地は、交通弱者対策として、60歳以上と60歳未満で自動車のない方、郊外地区は路線バスの代わりとして、すべての方が利用できます。自宅から町内32か所の指定場所まで、距離にかかわらず料金は1乗車100円です。

このようにして医療、福祉の拠点づくりと同時に、まちなかのにぎわいを再生し、世代間の交流機会の創出に取組み、安心して暮らし続けられるまち、生涯活躍のまちを目標に、今もなお現在進行形で住民参画の機運が盛んです。

施設の整備だけではなく、人のつながり流に着目した暮らしやすさの充実の実現に向け、構想の策定段階から住民参加を重視した手順につきましては感服するところで、住民が主体となって生活環境の整備、中心市街地の活性、公共交通の充実などを考える豊かな情勢時間になったのではないかと考えます。

沼田町は、住民自身が課題を抽出し、住民自身が我が町の将来に希望を持ち、アイデアを寄せ合ってまちをデザインしなおしました。施設や仕組み、制度は行政が作っても、それに関わり、動かし、生かしていくのは民間、住民力であることを互いに認識した沼田町農村型コンパクトエコタウン構想の策定手順こそが、住民と行政の連携、協働のまちづくりを成功させる糸口であり、人口減少社会においても、持続可能なまちづくりを可能にする不可欠の条件であるのだとご教示いただいたように思います。

だれもが安心して住み続けられるまちを実現するために、住民が自らの手で行政を行う住民自治の意識を本町の住民の皆様の中に灌用し支えていくのも議会議員の責務であると思わされた政務調査でした。

大変学ぶ点が多い政務調査であったと振り返ります。

今回の政務調査は、地域公共交通、買い物支援、住宅整備に加え、医療、介護、福祉など多岐にわたりましたが、随行をお許しいただきました寺田総務課長、森副主幹にもお礼を申し上げまして、政務調査報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 総務民生常任委員会政務調査報告を終わります。

続いて、経済文教常任委員会政務調査報告を安中委員長よりお願いいたします。

〔経済文教常任委員長 安中経人君登壇〕

○経済文教常任委員長（安中経人君） 経済文教常任委員会管外政務調査報告について、議長より指示がありましたので、本年実施した管外政務調査の報告をいたします。

日時は、平成30年6月25日、目的は、将来に向けた農業経営についてであります。

視察場所は、旭川市農業生産法人、有限会社西神楽夢民村及び当麻町、上川農業改良普及センターの2か所であります。

初めに、有限会社西神楽夢民村についてであります。

会社概要、系列の会社を含めて正規社員19名、期間雇用従業員11名になっておりました。営農スタイルは、スマホ、タブレットなどにより情報ツールを開発し、出勤、退勤、業務記録、緊急時の人的応援、現場状況の情報共有、作業マニュアルサポートなどを積極的に

に活用したものであります。

ここは、1994年9戸の農家が集まり任意団体として設立した農業集団、夢民村であります。その後、2001年有限会社西神楽夢民村として法人化して現在に至っております。

その規模は約150ヘクタールの農地を持ち寄り、水田100ヘクタール、畑50ヘクタールありますが、最近の作付は、平成29年作付実績として以下のとおりでありました。

水稻65ヘクタール、作物は、あや、ななつぼし、吟風、ゆめぴりかの作付であります。飼料用米として15ヘクタール、大地の星、ななつぼし、吟風、そらゆたか、きたげんきの内容でございます。畑作は47ヘクタールで、トウモロコシ、ジャガイモ、ビート、小豆ほかでございます。施設型野菜としては10ヘクタールで、野菜苗各種、ハーブ各種、トウモロコシほかでございます。露地野菜は5ヘクタールで、アスパラガス、トウモロコシ、ハーブほかでございます。そばは10ヘクタールとなっております。

これらの作付による生産から事業展開の内容は、電話、EC、アプリを活用した通信販売業、特にこの中で、あやのはさかけ天日干し米の通販は量的には少ないが、根強い顧客を捉まえており、大変好評であるとのことでありました。

そのほか、コントラクター事業として、産業用ヘリ2機を所有している。また、イベント企画及び出展については、北海道物産展などに参加しているというような内容でございます。

また、食品の仕入れ、販売、小売り、輸出、これらは通年販売として、販売アイテムの冬季端境の対策として行われていたようでございます。

また、直売所、レストランの経営も行っている。このような内容でございます。

また、生産物の加工なども行われているというような内容でございます。

主要顧客策としては、個人顧客を初め、ANAフーズ株式会社、株式会社大丸松坂百貨店、株式会社阪急阪神百貨店、株式会社そごう西武、三菱商事、東神楽農協などが主な顧客先であるとのことでありました。

特に、社員の中に海外勤務経験豊富な大手企業から人材ハンティングを行い、積極的な経営戦略を立ててプログラムリングの構築、インターネット戦略を農業経営に先んじて取り入れてるところが先進的でありました。

また、課題の分析も怠りなく捉え、そのポイントとして主な内容は次のようなことを挙げております。

まず、生産コストの削減、農商工連携を構築しているが地域商社機能としての強化を目指しているということでございます。

CRM、これは顧客管理システムでカスタマー・リレーションシップ・マネジメントの略語でございますが、顧客の購入履歴を分析して、ネット販売に何が、どこで、いつ、どれだけのものが顧客が求めているかというのを、これからシステム化していきたいというようなことでもあります。

これらをまとめて考察してみますと、今現状、農業経営はほとんどが個人経営であり、ICTの導入も現在ポツポツ進んできているが共同作業までが現状であります。今後更に後継者、担い手不足から農業経営者のリストラが進むのは必然的な環境であり、将来を見据えた農業経営の姿、あり方として、我々としては、この農業集団の法人を認識したものであります。

次に、2点目ですが、農業におけるこれからのスマート農業についてで、上川農業改良普及センターにおいて、ドローンの活用における水稻栽培のこれからの展望と称したものであります。

今、社会の中でドローンの活用が加速的に進んできております。また、その利活用も多彩に応用されてきているのが現状であります。世界を見てみると、ICT技術は目を見張る進歩を告げており、日本は、それらの環境から一步も二歩も出遅れており、国は盛んにその技術の導入研究を急いでおります。

そこで我々委員会は、その導入実証実験をしていたこの上川農業改良普及センターを選定したところであります。

ここでは、将来の水稻栽培として注目を浴び、既に実用化している先進農家もある直播栽培におけるドローンの活用について、現状と経過についてヒアリングしたものであります。

直播栽培の課題は、収量の不安定さが挙げられております。その要因は、苗立ち、いわゆる播種、発芽から成苗になるまでの不安定さに、雑草、これらは処理対策の課題、肥料切れが主なものと言われております。特に肥料切れは、対策として今のところ、緩効性肥料を用いて解消することが行われているとのこと。

また、状況に応じて追肥が必要になることも考えられ、それらに対する肥培管理は、現在までの経験が大きく左右されていること。これら長年の経験則を踏まえて、肥培、除草、生育観察をドローンに観測器を積載し、営農できるかについてがドローン活用の実証実験であります。

実証実験は、ドローンにマルチスペクトラムカメラを搭載し、水稻の生育状況を可視光線により撮影し、赤外線の色温度解析によるものでした。水稻の生命活動がその色に判定され数値管理できるもので、まだ未完成ではあるが一定のシステム構築が可能であるとのこと。早い時期でのシステム構築と解析精度向上による安定システムが望まれるものであります。

これらの感触で、そう遠くない時期に確立するよう見たものであります。

これらの実証実験から考察してみると、実用化が可能になると、生育管理、水管理、肥培管理、除草管理、病害虫管理と防除などが、現状の栽培管理から大きく変化して、省力化とデータ解析に基づく科学的な営農管理が実現可能と想定され、従来からの経験則とあわせてシステムを組み立てることにより、素晴らしい営農スタイルになるものと期待するものであります。

最後にまとめとして、今回の視察は一過性としてとらえず、議会として、今後、その技術の進捗、経過観察が大変重要と考えられます。その理由として、本町の一大産業として農業を位置付けるとするならば、経済効果、いわゆる本町の生産出荷額およそ50億円と言われていることから大変重要であり、議会もそれらの調査は怠ってはならないし、当然、行政もこれからの農業のあり方について、積極的研究と農業経営者に対するアナウンスをしなければならないと感じた次第であります。

今回は、科学的データ解析による将来の農業のあり方について研究が進んでおり、大変多くの知見を得た管外調査であったことを述べて、報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員会政務調査報告を終わります。

以上で、常任委員会政務調査報告を終わります。

これもちまして、日程第2、諸般の報告を終わりすべて報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、行政報告を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 改めましておはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成30年第3回定例会における行政報告を申し上げます。

まずは、9月6日午前3時7分、最大震度7という胆振東部地震は、北海道で過去最大で道内を一瞬にして襲いました。平穏な暮らしを営んでいた多くの人々の尊い命や生活拠点を奪い、甚大な被害をもたらしました。先ほど、黙とうも捧げていただきましたが、犠牲になられた方々に哀悼の意を表し心よりお悔み申し上げますとともに、被災されたすべての方にお見舞いを申し上げるところであります。

そして、被災地全域の一日も早い復旧、復興を念願するところでもあります。

本町におきましても、23年ぶりの震度4という衝撃を受けたところでもあります。

道内の発電所の中でも電力供給源として大きな規模である苫東厚真発電所が被害を受け、ブラックアウトという現象で全道すべてが停電となりました。

去る9月6日に開会をさせていただきました定例会に、その概略を申し上げる機会を頂くとともに、議会の日程につきましても、ご配慮を賜りましたことに感謝申し上げます。

町としては早速、災害対策本部を設け、被害があるかどうかについて現地調査をするほか、一方では、町民の方々の不安を取り除くため行政区会館を避難所として開設するとともに、携帯電話の充電設備箇所を設置し、さらには、小中学校の休校、公共施設の休館など対応をさせていただいたところでもあります。

8日午後10時45分に町内すべてで通電され、翌9日午前10時45分に災害対策本部を解散させていただきましたところでもあります。本日より通常どおりの動きとなっております。

これまでの間、町民の方々に大変な不便をおかけいたしましたところでもありますし、また、議員各位をはじめ各行政区の区長、役員の皆様、民生委員や要援護者のサポートの方々など大勢の皆様の協力をいただき、安否の確認や困りごとの相談、支援などをしていただきましたことに感謝を申し上げたいというふうに思いますし、ここに改めて、心改まる支援や声掛けなどのご配慮を賜りましたことに感謝とお礼を申し上げるところであります。

しかしながら、道内の電力必要量を賄うための必要電力が充たされていない関係から、計画停電を行う予定もあり、いかに節電をし、計画停電にならないようにするかが重要であります。経済産業省、北海道電力、北海道も連携し、積極的な節電を呼びかけておりますので、行政としても節電について、できるだけ対応をさせていただきます。私の立場からもそれぞれの箇所において、節電協力について、よろしく願いを申し上げます。

また、この度の地震、さらには直前の9月5日の強風に対する費用につきましても、緊急的なものは予備費で対応をさせていただきましたが、復旧費用などにつきましても、別途補正予算で対応をさせていただく予定でありますので、よろしく願いを申し上げます。

これで災害関連の報告を終えさせていただき、引き続き、平成30年第2回以降の行政報告を申し上げさせていただきます。お手元に行政報告書が届いているかと思っておりますので、主だった事項について説明を加えさせていただきます。

はじめに、総務課関係でございます。

開町記念式並びに追悼式の関係であります。

6月20日、菊水公園において、開町128年記念式典並びに戦没者、開拓物故功労者、消防殉職者追悼式を執り行いました。議員各位をはじめ、奈良県からは村井副知事、岩田県議会議長ほか県議会議員各位、母村十津川村からは更谷村長、中南議長、北海道からは窪田副知事など、町内外から総勢220人のご列席をいただき、厳粛かつ盛会裡に式典を挙行することができました。

また、同式典の席上、永きにわたり本町の発展に多大なご貢献をされた熊澤定男様、東光行様に、自治功労表彰を授与いたしました。さらには、米寿の慶節を迎え、60年以上本町にお住まいの29の方に感謝状を贈呈するとともに、高額寄附を賜りました5人の方、一つの団体の方をご列席の皆様方にご紹介をさせていただいたところであります。

8月20日、十津川村水害慰霊祭が十津川村紀伊半島森林植物公園において開催され、長谷川議会議長とともに参列をし、ご尊霊の安らかなるご冥福をお祈りさせていただきました。式典には、奈良県村井副知事、川口県議会議長をはじめ県関係者も参列をされたところでございます。

次に、表彰の関係でございます。

6月18日、高齢者福祉の増進のため、多額の浄財をご寄附いただきました菊水区中村光宏様に、新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈させていただきました。

次に、J R 札沼線の関係であります。

6月25日、町民30人、報道機関12社が集まる中、J R 札沼線の存廃に関する町民説明会をゆめりあで開催させていただきました。これまで、町民を対象にしたまちづくり懇談会や農業関係団体の方との意見交換、さらには町議会議員の皆様からの貴重なご意見を参考に、基幹産業の成長発展、中心市街地の整備促進、そして札沼線と並行して走る交通体系の維持を条件に廃線という苦渋の決断を表明させていただきました。

次に、3ページの下段、防災訓練であります。

8月26日に、3年に1度の総合防災訓練を小学校で行い、11行政区の自主防災組織、町赤十字奉仕団、消防団のほか、陸上自衛隊滝川駐屯地第2普通科中隊、北海道開発局札幌開発建設部、滝川警察署などの関係機関の協力を経て、総勢393人が参加をしていただきました。

今回の訓練は、大雨による石狩川の洪水を想定し、小学校を避難所として、ダンボールベットや簡易トイレなどの10種類の訓練を行ったところでございます。

次に、消防でございます。

6月1日から8月31日までの間における町内の出動件数は、救急出動53件、その他危険排除等の出動が3件で、火災による出動はありませんでした。避難訓練は、町内事業所4か所で実施をし、延べ489人が参加いたしました。

7月15日に新十津川消防公設100年記念平成30年度新十津川消防演習が実施され、消防職員、消防団員など185人が参加をし、タンク車などを使用した操作訓練や全車両による

放水訓練を行いました。

次に、住民課関係でございます。

交通安全及び防犯の関係でございます。

交通事故の発生状況は、6月1日から8月31日までの発生件数は1件で、前年同期と比べ2件の減少、負傷者数は1人で前年同期と比べ4人の減少となっており、平成29年10月27日に発生した交通事故死以降、8月31日現在で、交通事故死ゼロ307日となっております。

また、6月25日の無事故の日や7月11日から20日までの夏の交通安全運動期間、7月21日のバイクの日に合わせた、関係団体の協力をいただき、街頭啓発やパトライト作戦などを実施いたしました。

さらに、レインボー講座で実施している交通安全教室を、滝川警察署交通課協力の下、高齢者向けの内容に設定し、老人クラブ14団体に講座開催を呼び掛けたところ、8月31日までに7団体から申し込みがあり、148の方が受講されました。残る団体につきましては、本年度中の講座開催の働き掛けを行ってまいります。

今後におきましても、関係団体と連携を図りながら一層の交通安全の推進に努めてまいります。

防犯については、6月1日から8月31日までの本町における犯罪発生件数は5件で、前年同期と比べ2件の増加となり、内訳は窃盗4件、その他1件となっております。

次に、資源回収でございます。

環境基本計画に基づく事業の実施状況は、4月1日から8月31日までの衣服、綿製品等回収事業の回収量は1,363キログラムとなっております。衣服、靴、靴等は、業者に引き渡した後、再利用されており、綿製品の回収品は、業者によりウエスとして再製されています。

行政区による衣類等回収事業は8月31日現在で2の行政区で実施され、合計で300キログラムの衣類が回収されました。

廃食用油回収事業は、役場を含め町内7か所の回収拠点で、4月1日から8月31日までで375リットルを回収しております。回収した油は、社会福祉法人明和会に引き渡し、花月サポートセンター体育館の暖房用燃料として利用されております。

小型家電機器の回収量は、4月1日から8月31日までで5,417キログラムとなっております。これらは、認定を受けた回収業者に引き渡ししており、その後分解され、電子基盤などに含まれる金、銀、白金などの貴金属や電気コード内の銅などを取り出してリサイクルをさせていただきます。

次に、保健福祉課関係でございます。

シニアいきいきクラブは、7月に計4回、太極拳教室を開催し、延べ34人が参加いたしましたところであります。

次に、8ページになりますが、新十津川長寿を祝う会でございます。

8月30日、改善センターにおいて、満76歳、喜寿の方と満80歳以上の方を対象に、長寿を祝う会を開催。慶祝対象者1,059人中368人と、来賓、世話人等75人が参加する中、長寿を祝う会をいたしたところでございます。

なお、今年の節目対象者は、百歳3人、白寿4人、米寿50人、喜寿96人の計153人と

なっております。

次に、10ページをお開き願います。

生活保護関係でございます。

8月31日現在で生活保護受給世帯数は61世帯であり、前年同期より1世帯の減少となっております。

次に、高齢者等の町単独福祉サービスであります。

在宅要援護者通院支援につきましては、8月31日現在のタクシー券の申請は9人となっております。

また、緊急通報システムは、8月31日現在で58件設置をしております。

次に、健康診査関係でございますが、6月1日から7月31日までに実施をした特定健診に279人、20歳、30歳代の若年者健診に74人、後期高齢者健診に129人、生活保護受給者対象の基本健診に13人が受診をしております。

また、がん検診では、胃がん289人、肺がん425人、大腸がん401人、前立腺がん132人、30歳代乳がん4人、その他に、骨粗鬆症健診104人、肝炎検診31人、エキノコックス症検査193人が受診をしております。

6月21日から24日までに実施をしました集団健診に対する結果説明会では、314人に保健指導を行いました。特定健診受診者のうち指導対象となったのは、積極的支援が3人、動機付け支援が19人となっております。

次に、産業振興課関係でございます。14ページをお開き願います。

8月10日に新規就農者の方々を対象とした激励会がJAピンネ主催により、JAピンネ本所で開催されました。今年は3人の方が後継者として就農をしております。

農産物ブランド化推進協議会では、7月5日から8月30日までの毎週木曜日に、札幌市内で9回、本町農産物のPR販売を実施し、延べ2,603人の来場者が、新鮮な野菜やお米を買い求めていただきました。なお、全体の売上は100万円ほどとなったということで伺っております。

次に、観光PRでございます。

本年4月に新十津川駅舎内に開設され、新十津川町観光協会が運営しております観光案内所の状況でございますが、ここで配布されております終着駅到達証明書が、平成28年3月26日の発行開始から、本年8月7日をもって1万枚に到達し、1万枚目を受け取った方に、JR北海道と新十津川町観光協会からそれぞれ記念品が贈られたところでございます。

なお、観光案内所では到達証明書の交付のほか、ご当地入場券、札沼線のDVD、駅オリジナル切手シートなどの販売も行っております。

また、8月から毎週土曜日には、駅前広場において地元農産物などの販売を行う、新十津川駅市を開催しております。

次に、観光イベントでございます。

6月16日と17日の2日間、第24回新十津川陶芸まつりが開催され、道内の46人の陶芸家が出店し、延べ4,000人の来場者で賑わいました。

7月22日には、道庁赤れんが前庭において、当別町、月形町、浦臼町、本町のJR札沼線沿線4町による観光、物産フェアが行われ、来場客へのPR効果だけでなく、沿線4町

の繋がりを深める機会にもなったところでございます。

7月28日には、北中央公園で商工会青年部主催により第46回野外慈善ビールパーティー、翌29日には、ふるさと公園イベント広場で第32回しんとつかわふるさとまつりが開催されました。両日とも天候に恵まれて、ビールパーティー5,000人、ふるさとまつり6,000人の来場者となったところであります。

特にふるさとまつりは、北海道日本ハムファイターズとのパートナー協定により、ファイターズから選手グッズなどの景品提供や遊具の貸出し、B・Bの出演やファイターズガールのショーなどについてご協力をいただき、協定最終年にふさわしい盛り上がりを見せていただいたところでございます。

次に、17ページでございます。

建設課関係について報告をさせていただきます。

最初に工事発注状況であります。

8月31日現在における建築、土木、林業関係の工事発注状況は、発注済み件数が32件、発注済額は4億246万円となり、発注率は件数で65.3パーセント、予算額対比で59.6パーセントとなっております。

発注済のうち、8月31日現在で7件の工事が完了し、主なものとしましては、中央公園内噴水跡地改修工事、文京西3線舗装改修工事が完了をしているところであります。

また、現在進行中の工事は、菊水団地道路改築工事その1ほか25件となっております。今後の主な発注工事は、大久保橋架換工事、岡野橋補修工事などを予定をしております。次に、住宅耐震化助成事業でございます。

住宅の耐震化を図るための住宅耐震化助成事業は、8月31日現在で8件の申請があり、費用概算額865万9千円、助成予定額で173万円、内助成決定件数は6件、助成決定額は129万9千円となっております。なお、申請内容は全て取り壊しで、住宅の耐震改修及び耐震診断の申請は、現在のところございません。

以上を申し上げまして、平成30年第2回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

(午前10時59分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

◎教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、平成30年第2回定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

まず、教育委員会関係では、3回の定例教育委員会を開催しております。

6月12日は、報告6件について審議いたしました。報告第29号では、今年度導入する小

中学校のパソコン教室に設置する、パソコン購入契約の締結の内容について報告いたしました。

7月12日は、報告2件について審議いたしました。報告第34号では、5月に児童生徒に実施した、いじめの状況等に関する調査結果について報告いたしました。なお、いじめと判断される事案はありませんでした。

8月29日は、報告3件と議案1件について審議いたしました。報告第36号では、ふるさと新十津川に関する調査結果について報告いたしました。「新十津川町が好きです」と回答した小学6年生は、83.0パーセント、中学生3年生は、94.8パーセントとなっています。

議案第15号では、平成31年度に使用する小、中学校用の教科用図書の採択について、原案のとおり可決承認されました。

視察研修の関係ですが、8月29日に教育委員が小中学校訪問を行い、今年度赴任した両学校長より平成30年度学校経営方針及び4月に実施した全国学力・学習状況調査結果の報告を受けました。

全国学力・学習状況調査の結果につきましては、小、中学校共に、すべての教科で全道、全国平均を上回る結果となりました。

また、合わせて小中学校の各学年の授業も参観いたしました。同日、小学校では地域授業参観日の日であり、保護者の方などが来校され、夏休みの自由研究の作品や教室での学習状況を見られていました。

次に、小中学校関係ですが、9月1日現在の在籍児童生徒数は、小学校312人、中学校166人、合計478人となっております。

夏季休業であります。今年は、7月21日から8月19日までの30日間とし、休業期間中の児童、生徒の事故、事件等はありませんでした。

2ページをお開き願います。

学校行事ですが、6月8日に新十津川中学校体育大会が行われ、途中天候が悪くなり11日との2日間で行われました。1年男子400メートルリレー、3年男子400メートル、1年女子400メートル、2年女子400メートル、全校種目の心をつないで、みんなでジャンプで2年生が記録を更新し、個人、団体種目で合計9つの新記録が出ました。

また、ここに掲載していませんが、9月4日、新十津川神社の例大祭が行われました。新十津川小学校の特別クラブであります獅子神楽児童16人とOBの中学生生徒7人が、役場前や神社境内において、日頃の練習の成果として獅子舞を披露し、大勢の方から暖かい拍手を頂きました。

次に、中学校体育大会等の結果は記載のとおりであります。各部ともチームワークを大切に、日々の練習の成果を存分に発揮いたしました。なお、試合結果につきましては、全道、全国へ進出した種目のみ報告いたします。

まず、陸上全道大会は7月25日に函館市で行われ、女子走り高跳びに3年生の伊藤結選手が出場いたしました。140センチメートルをクリアしたのですが、惜しくも予選不通過となりました。

次に剣道ですが、8月4日に小樽市で全道大会が行われ、全道男子団体で平成21年度以来9年ぶり、12回目の優勝となり、8月22日から岡山県岡山市で開催された全国大会に出場いたしました。私も中学校校長と応援に行っていましたので、少し詳しく報告いた

します。

新中剣道部は、予選リーグで1戦目岐阜県高山市立日枝中学校、初出場のチームと対戦し、3勝1敗1引分け、第2戦目滋賀県愛荘町立愛知中学校出場回数8回のチームと戦い、2勝1敗2引き分けとなり、予選リーグ2勝で新中としては9年ぶりに決勝トーナメントに進みました。

決勝トーナメント1回戦では、長崎県私立長崎南山中学校出場回数21回の中学校と対戦し、0勝3敗2引分けとなり敗れました。決勝トーナメントからは、延長戦が導入され、敗れた3人のうち2人については、制限時間内は引き分けでありましたが、延長戦に入り敗れたものでございます。大変惜しいものでありました。試合には敗れましたが、北海道の代表として正々堂々、気迫みなぎる見事な戦いぶりでありました。

結果は、全国ベスト16の成績であります。なお、新中男子が団体戦で決勝トーナメントに進んだのは、全国出場12回のうち、今回で4回目となります。

また、今回の全国大会に奈良県の女子個人代表として母村十津川中学校2年生の乾さくら選手が出場し、見事ベスト8となり敢闘賞を受賞いたしました。

次に吹奏楽部ですが、部員24人ということで、50人以下のA編成若しくは、35人以下のB編成いずれかの出場ということでありましたが、8月4日に岩見沢市で行われた空知大会には、昨年に引き続き、今年もA編成で出場し、見事金賞となり、6年連続の全道出場権を獲得し、9月1日に札幌市コンサートホールキタラで行われた北海道吹奏楽コンクールに出場いたしました。少人数の部員が団結し、丁寧で美しい演奏を来場者に披露し銅賞を受賞いたしました。

芸術鑑賞事業ですが、中学校は7月18日に、小学校は8月30日に雨竜町との共同事業により、雨竜小、中学校と合同で実施いたしました。

次に、学校教育関係の学力向上でございますが、8月2日から8月9日までの間で4日間、学習サポート事業やまびこを、今年も教職員OB、学生ボランティアなどのご協力のもと実施いたしました。児童、生徒の参加者は、延べ人数で小学生433人、中学生56人となっており、児童、生徒全体の参加率は、小学生で42パーセント、中学生で11パーセントという状況でありました。

高校配置計画ですが、空知北学区関係では、去る7月11日行われました第2回地域別検討協議会で地域の意見を募り、9月4日、北海道教育委員会は、平成31年度から33年度までの公立高校配置計画を策定し公表いたしました。

空知北学区では、31年度に深川西高普通科が現在の2学級から1学級増の3学級となり、32年度は深川東高、商業学科が現在の2学級から1学級減の1学級へ、また、33年度には滝川高校普通科が現在の5学級から1学級減の4学級となります。

次に、外国語指導助手の関係ですが、7月24日に誠実かつ温厚で、子ども達とのコミュニケーションづくりに優れた、昨年度新規に任用したリュ・デリック・チ氏、年齢24歳に再任用発令をいたしました。任命期間は平成31年7月23日までとし2年目となります。

また、ここに掲載していませんが、9月5日は、台風21号通過に伴う強風のため、小中学校とも登校時間を2時間遅らせ、また、9月6日未明には、胆振東部地方を震源とする地震が本町でも発生し、学校、給食センター、道路の信号機などが停電となり、児童、生徒の安全面を最優先に考え、小学校は9月6日、7日の2日間、中学校は8日が学校祭の

ため登校日となっておりますので8日までの3日間、臨時休校といたしました。

なお、中学校の学校祭は延期し、明日、11日に2日間のところを1日に短縮して開催いたします。

次に、4ページをお開き願います。

農業高校関係ですが、6月23日から札幌の大通公園で開かれた花フェスタ2018札幌の主要イベントであります第9回北海道農業高校生ガーデニングコンテストで、新十津川農業高校が、「私達が彩る終着駅」を作品題目として、JR新十津川駅と花の調和された素晴らしい作品を披露し、実行委員会賞と位置付けられている特別賞を受賞いたしました。また、大会終了後には、限られた期間ではありましたが農高の校庭にも再現し、町民にも鑑賞していただきました。

8月8日、日本学校農業クラブ北海道連盟全道技術競技大会が帯広市で行われ、家畜審査競技乳牛の部で、初出場の3年生中村聖矢さんが最優秀賞を受賞いたしました。

次に職員の関係ですが、不祥事を起こし、6月から出勤停止中の実習助手について、北海道教育委員会は、8月29日に懲戒免職処分を行なった旨、同日、農業高校校長より報告を受けています。

学校給食センター関係ですが、今年も7月13日に、株式会社マツオ様より、昨年より37キログラム多い味付特上ラム肉177キログラムの贈呈をいただき、学校給食で提供いたしました。

続きまして、5ページに移りまして、社会教育関係ですが、6月10日、青少年健全育成のつどいが、ゆめりあで開催されました。当日は、優秀作文8名の児童生徒から、自分の夢や希望、ふるさとの思いなどを込めた作文発表をしていただきました。

また、ファミリー・フォーラム・ジャパン副代表でラジオパーソナリティの金子耕式さんに「この時代の家庭と子育てに必要なこと」と題して、ご講演をいただきました。

母村交流事業についてでございます。

7月24日から4日間の日程で実施いたしました。中学校教頭を団長に、今年は、児童22人、率教職員等6人の計28人が訪問いたしました。昨年まで奈良市内に1泊していましたが、今年は3日間すべて十津川村内に宿泊し、母村の滞在時間を増やしました。訪問中は天候に恵まれ、母村の小学生との交流、昨年に開校した十津川第2小学校の見学、新たに役場で、教育委員会の職員による母村の質疑応答研修も行い、充実した研修となりました。「村の皆様の歓待に感動し、両村町の縁を体感できた。」と帰町報告を受けております。

また、母村の中学3年生が修学旅行で明後日の12日に、本町へ来町予定でありましたが、関西を襲撃した台風21号の影響により航空券が確保できないこと、さらには、北海道が震災を受け大変な状況になっていることなどを勘案し、今年は残念ながら中止となりました。

次に少年の主張大会ですが、7月18日に南幌町で少年の主張空知地区大会が開催され、6月に開催された青少年健全育成の集いの児童、生徒作文発表で、中学生の部で最優秀となった中学3年生高橋賢新さんが「被災地からのメッセージ」を題目に主張し、見事優秀賞を受賞いたしました。

6ページに移りまして、開拓記念館関係ですが、7月14日から22日までの間、北海道命名150年記念事業として、松浦武四郎パネル展を開催いたしました。武四郎が本町を踏査された歴史を含め北海道から借用したパネル通じて同氏の功績を披露し、期間中376人の

来館がありました。

次に、ピンネシリ登山マラソンの関係ですが、7月8日にふるさと公園を発着として、第24回ピンネシリ登山マラソン大会が開催され、昨年より56人多い329人が健脚を競いました。今年も、母村青年6人の参加をいただき大会を盛り上げていただきました。

次に、健康づくりの町宣言50周年事業の関係です。

昭和43年に健康づくりの町宣言をしてから50周年を記念して、7月28日にふるさと公園イベント広場を会場に、夏期巡回ラジオ体操、みんなの体操会を開催いたしました。当日は、50周年にふさわしい朝日が昇る最高の天候の下、議員各位を始め、子供から高齢者まで多くの町民の方に参加していただき、さらに町外からもたくさんの参加があり、総勢1,150人がラジオ体操を行い、思い出に残る心地よいひと時となりました。

また、母村十津川村の広報にも掲載していただき、村民の皆様もご自宅などで一緒にラジオ体操に取り組んでいただき、両村町の健康保持と絆を深めていただきました。

次に、少年団、中学生部外活動の関係です。

野球でホワイトベアーズの活躍ですが、8月4日から札幌市で行われたホクレン旗争奪第36回北海道少年野球選手権大会に2年連続5回目となる出場をいたしました。準決勝で優勝チームに1対0で惜敗いたしましたが、昨年に引き続き、2年連続の3位となりました。

8ページをお開き願います。

ピアノでございますが北海道予選を勝ち抜き、6月23日、24日の両日東京都で開催された第10回グレンツェンピアノコンクール全国大会で町内の藤原ピアノ教室でレッスンを受けている新十津川小学校2年佐藤花さんが約200人の出場者中3位となる銅賞を、同じく6年生の清水花菜さんが優秀賞を受賞いたしました。

9ページに移りまして、尚武会の泉谷文雄さんが、6月3日に札幌市で開催された北海道高齢者剣道大会で3位となり、11月3日に富山県砺波市で開催される全国大会に出場いたします。

また、桜心流剣詩舞会の下屋敷陽介さんが、全国剣詩舞コンクール北海道地区大会で優勝し、9月16日東京都で開催されます全国大会に出場いたします。

次に、生涯スポーツ推進事業ですが、6月7日から7月29日まで実施した小学生ダンスクリニックでは、小学1年生から3年生までの女子児童25人が、日本ハムファイターズダンスアカデミー伊藤夢実インストラクターから計9回の指導を仰ぎ、7月29日開催されたふるさとまつりでは、ファイターズガール3人と一緒に見事なダンスを来場者に披露していただきました。

10ページをお開き願います。図書館関係であります。貸出冊数は3万7,116冊で前年対比683冊の減少、貸出人数は7,540人で前年対比122人の増加となっております。

特別事業ですが、図書館におきましても、6月17日に北海道命名150周年を記念して、松浦武四郎とその時代と題して北海道関係の著書を数多く出版されているノンフィクション作家の合田一道先生の講演を行い、町内外から69人の参加がありました。

次に、読書通帳ですが、現在の登録者数は、幼児45人、小学生247人、中学生81人、大人144人、合計517人となっております。内数として、今年度新規に登録された方の内訳ですが、幼児10人、小学生47人、中学生2人、大人7人の計66人となっております。

以上申し上げまして、平成30年第2回定例会以降の教育行政報告とさせていただきます。
○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

◎日程変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで、日程を変更いたします。

日程第5、一般質問を繰り下げ、午後1時から行います。

日程第5として、議案第40号、新十津川町税条例等の一部改正についてを、日程第6として、議案第41号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第5号を上程いたしたいと思っております。

◎議案第40号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第40号、新十津川町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第40号、新十津川町税条例等の一部改正について。

新十津川町税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるとして、提案理由でございますが、恐れ入りますが10ページをお開き願います。

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、新十津川町税条例について所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） ただ今上程いただきました議案第40号、新十津川町税条例等の一部を改正する条例について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び生産性向上特別措置法の施行に伴い、町税条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容の1点目は、障害者等の非課税措置の所得要件の引上げ等による、個人町民税の非課税範囲の拡大でございます。

2点目として、たばこ税に関する規定で、加熱式たばこの課税標準を算定する方法を新たに規定すること、また、たばこ税の税率を引き上げるものでございます。

3点目として、中小企業が先端設備等導入計画に基づき導入した、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準の特例の割合を定めるものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明申し上げますので、ご覧願います。

まず、新十津川町税条例の一部を改正する条例の第1条関係ですが、第23条につきまし

ては、町民税の納税義務者等の定めで、第1項は文言の整理で、第3項では、人格のない社団等の法人町民税については、電子申告義務化に係る規定を適用しない旨を規定してございます。

第24条につきましては、個人町民税の非課税の範囲の定めで、第1項第2号は、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫にかかる非課税措置の所得要件を125万円から135万円に引き上げるものでございます。2ページに移りまして、第2項は均等割に係る定めで、控除対象配偶者の定義の変更により同一生計配偶者と名称を改めるとともに、非課税限度額を10万円引き上げるものでございます。

第34条の2につきましては、個人町民税の所得控除の定めで、基礎控除額適用の所得要件として、前年の合計所得金額が2,500万円以下とする規定を新たに創設し、第34条の6の調整控除の定めにつきましても、同様の所得要件を創設するものでございます。

3ページの下段の第36条の2につきましては、町民税の申告の定めで、配偶者特別控除の見直しにより、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件を見直し、併せて、寄附金控除に係る規定の見直しを行うものでございます。

4ページ下段の第48条につきましては、法人町民税の申告納付の定めで、第1項は条例改正に伴う文言の整理、第9項の次に第10項から第12項として、資本金又は出資金等が1億円を超える法人が申告する場合の電子情報処理組織eLTAXによる提出義務の規定を新たに創設するものでございます。

6ページに移りまして、第54条につきましては、固定資産税の納税義務者等の定めで、第7項は地方税法施行規則改正に伴う引用条項の整理でございます。

次に第92条から第98条までは、たばこ税に関する規定となっております。第92条に製造たばこの区分を新たに創設し、第1号に喫煙用の製造たばこ、第2号にかみ用の製造たばこ、第3号にかぎ用の製造たばこを規定しております。これにより、現行の第92条を第92条の2と繰り下げてございます。

第93条の2につきましては、地方税法の規定の新設に合わせて、特定加熱式たばこ喫煙用具を加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものと定義し、これを製造たばことみなし、その区分を加熱式たばことする規定の追加でございます。

8ページに移りまして、第94条につきましては、たばこ税の課税標準の定めで、第1項及び第2項は引用条項及び文言の整理で、第3項から第10項までは加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法について、重量と価格により換算する方式とする規定を追加するものでございます。なお、この方式による加熱式たばこの課税標準は、この後の改正条例第2条から第5条において、最終的に重量で加熱式たばこ0.4グラムをもって紙巻たばこ0.5本に、価格で加熱式たばこ1本に相当する金額をもって紙巻たばこ0.5本に換算するもので、段階的に移行していくこととしているものでございます。

11ページの中ほど第95条につきましては、たばこ税の税率の定めで1,000本当たり5,262円を5,692円に改めるものでございます。なお、たばこ税の税率につきましても、改正条例第3条及び第4条において段階的に引き上げ、最終的に1,000本当たり6,552円まで引き上げるものでございます。

第96条、第98条につきましては、条例改正に伴う引用条項及び文言の整理でございます。

次に、12ページの附則第5条につきましては、個人町民税の所得割の非課税の範囲等の定めで、所得割の非課税限度額を第24条第2項の均等割に係る規定と同様に10万円引き上げるものでございます。

13ページに移りまして、附則第10条の2につきましては、固定資産税における課税標準の特例の割合の定めで、生産性向上特別措置法の施行に伴い、中小企業が先端設備等導入計画に基づき導入した、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準の割合を市町村が条例で定めるものでございます。これは、その割合を2分の1からゼロまでの範囲で軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置でございますが、本町では中小企業が生産性向上を支援するべく、その割合をゼロと定める規定を追加するものでございます。これを第18項の次に第19項として規定し、第19項を第20項に繰り下げてございます。

附則第17条の2につきましては、租税特別措置法の改正に伴う引用条項の整理でございます。

次に、13ページ下段の第2条関係ですが、14ページに移りまして、第94条は、たばこ税の課税標準で加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法を段階的に移行する改正を、附則第10条の2の第17号から第19号につきましては、固定資産税における課税標準の特例の割合の定めで、地方税法の改正に伴う引用条項の整理でございます。

次に、15ページの第3条関係と、16ページの第4条関係につきましては、先に述べましたとおり、第94条の加熱式たばこ税の課税標準の換算方法を段階的に移行する改正、第95条のたばこ税の税率を段階的に引き上げる改正となっております。

次に、17ページ中段の第5条関係ですが、第93条の2につきましては、加熱式たばこを製造たばことみなす場合の定めで、条例改正に伴う引用条項の整理でございます。

第94条につきましては、たばこ税の課税標準の定めで、加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法を段階的に移行する最後の改正規定となっております。

次に、20ページの第6条関係ですが、平成27年9月に公布した新十津川町条例第18号の改正附則第5条第2項第3号の旧3級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、1,000本当たり4,000円と規定しているものを6か月間延長し、平成31年9月30日までに改めるものでございます。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。議案書5ページの中段をご覧ください。

附則第1条は、この条例の施行期日を公布の日と定め、第1号から第9号に掲げる規定については、各号に定める日から施行すると定めてございます。

第1号では、改正条例第1条中、製造たばこの区分の創設、加熱式たばこの課税標準の換算方法の追加やたばこ税の税率の改正、3級品の紙巻たばこに係る税率の引上げ時期の延長、改正附則第3条から第5条までのたばこ税や手持品課税に係るたばこ税の経過措置については、平成30年10月1日。

第2号では、改正条例第1条中、個人住民税の控除対象配偶者に係る定義の変更、年金所得者の申告要件の見直しについては、平成31年1月1日。

第3号では、改正条例第2条中、固定資産税における課税標準の特例の割合に関する改正については、平成31年4月1日。

第4号では、改正条例第2条中、加熱式たばこの課税標準の換算方法の段階的な移行に

については、平成31年10月1日。

第5号では、改正条例第1条中、大法人の法人町民税の電子申告義務化の追加と人格のない社団等は、これを適用しないとする規定については、平成32年4月1日。

第6号では、改正条例第3条、加熱式たばこの課税標準の換算方法の段階的な移行及びたばこ税率の段階的な引上げ、附則第6条のたばこ税に関する経過措置及び第7条の手持品課税に係るたばこ税については、平成32年10月1日。

第7号では、改正条例第1条中、障害者等の個人町民税の非課税範囲の所得要件の引き上げ、個人町民税の均等割及び所得割の非課税限度額の引き上げ、個人町民税の所得控除及び調整控除の所得要件の創設については、平成33年1月1日。

第8号では、改正条例第4条、加熱式たばこの課税標準の換算方法の段階的な移行及びたばこ税率の段階的な引上げ、附則第8条のたばこ税に関する経過措置及び第9条の手持品課税に係るたばこ税の規定については、平成33年10月1日。

第9号では、改正条例第5条、加熱式たばこの課税標準の換算方法の段階的な移行については、平成34年10月1日から、それぞれ施行すると定めてございます。

次に、附則第2条は、町民税に関する経過措置について定めてございます。

議案書6ページの附則第3条及び第4条、7ページに移りまして、第5条は、平成30年10月1日に施行される改正規定に係るたばこ税に関する経過措置、手持品課税に係るたばこ税の規定、手持品課税に係るたばこ税に関する経過措置について定めてございます。

次に、附則第6条及び8ページの第7条は、平成32年10月1日に施行される改正規定に係るたばこ税に関する経過措置及び手持品課税に係るたばこ税の規定について定めてございます。

次に、9ページの附則第8条及び第9条は、平成33年10月1日に施行される改正規定に係るたばこ税に関する経過措置及び手持品課税に係るたばこ税の規定について定めてございます。

以上をもちまして、新十津川町税条例等の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第40号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

先ほど日程の変更を申し上げましたけれども、ここで13時まで休憩といたしまして、一般質問から再開いたします。

休憩いたします。

(午前11時53分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） ここで日程第6として、一般質問を行います。

先例にしたがい、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

6番、西内陽美君。登壇の上、発言願います。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

初めに、教育長に大きく2点について質問したいと思います。

初めの質問が、英語検定受検料助成事業の拡大についてという内容で質問をさせていただきます。

現在、町が実施しております英語検定受検費用助成事業は、中学生が対象です。平成32年度小学校での英語教育義務化に向け、今年度から小学3、4年生の外国語活動が必修化されています。

教育長が教育執行方針で述べられたように、すべての子供達の可能性を最大限に伸ばすためには、できるだけ多く学びの機会を与えるのが肝要と考えます。

小学生にも英語検定に挑戦できる機会をつくり、英語力の向上を図るためにも、検定料助成の対象を小学生にも拡大してはいかがでしょうか、ご見解を伺います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは6番議員さんの1番目の質問にお答えします。

小学校では、平成32年度から新学習指導要領に基づく外国語活動が3、4年生で新たに35時間、これまで外国語活動であった英語科が教科化となる5、6年生は年35時間から70時間へと増やすことが定まっております。このことから、本年度は移行期間として、それぞれ15時間を増やして取り組んでいるところでございます。

平成32年度までの移行期間中は、子供達に今まで以上に英語に触れ合い、楽しみながら英語を学んでほしいと考えながら、これまで週1回としていたALTの派遣を、今年度は月曜日と火曜日の2日間とすることにより、年間時数を176時間から292時間に増やし、また、教員に対しましても、更なる英語指導力の向上や、小学校から中学校までの一貫した英語授業の実施が出来るよう、小学校教諭が中学校の英語授業を見学、研究するなど取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、小学生の段階では英語の学習は楽しいと感じてもらうための工夫や、少なくとも英語を嫌いにならないための工夫を優先しながら取り組むことが重要だと考えております。

ご指摘の英語検定は5級からの資格認定となっており、5級の受験推奨目安は中学1年生の学習レベルでございますので、当面は、今申し上げた工夫を重ねながら、小学校高学年にふさわしい受験目安となる級が新たに創設された場合は、児童の習熟度を確認しながら積極的に助成の拡大を計っていきたいと考えているところでございます。以上申し上げ、6番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 6番議員再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○6番（西内陽美君） 小学生には英語検定を受験する機会をつくってくださらないというご答弁でした。

小学生でも英語検定にチャレンジしたいと意欲的に取り組む子供達にチャンスを与える

という選択がなされなかったということは、非常に残念に思います。

ただ今、教育長の話がありましたように、小学生には英語を楽しんでいる工夫、嫌にならない工夫が重要であると、そういう形で進めていくというご答弁でしたが、英語検定受験が叶わないのであれば、せめて児童が、より外国語に親しめる場を創出する取組みとして、学校のクラブ活動に英語クラブを新設してはいかがでしょうかという内容で再質問いたします。

教育長は、30年度教育行政執行方針におかれましては、外国語によるコミュニケーション能力は、これまで以上に生涯にわたって様々な場面で必要になるとのご見解をお示しになりました。

また、子供達をはじめ、すべての町民の方々が生き生きと自身の個性を磨いて、また、発揮できるよう教育環境を整えるのが教育に携わる者の責務であるとも述べられております。

先日、小学校の地域参観日がありまして、お邪魔させていただきました。ちょうど夏休みの自由研究の作品発表がありましたけれども、その作品が工作や手芸、観察日記、調査研究をまとめた冊子など様々な分野がありまして、それを見ますと、やはり子供達がそれぞれ興味を抱いたり、関心を寄せているというものが、これほど多岐にわたっているのかということをつくづく感心して見てまいったわけでございます。

子供の選択肢を増やして、子供の可能性を広げるということを目的に、特別クラブではなくて、授業の一環として取り組んでいるクラブ活動の中に英語というクラブを新設することについてのご見解を伺いたしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 6番議員さんの再質問にお答えいたします。

小学校では10年前の統合の際に、それぞれの学校で行っていた活動を継続するために、獅子神楽、それからスクールバンド、合唱を特別クラブとして継承し、今日まで特色ある学校づくりを実践しているところでございまして、新たに英語クラブの教員を配置することは難しいと考えているところでございます。

また、多くの児童が特別クラブや少年団の活動に取り組んでいる中、クラブを新設することは、それぞれの児童数の確保に影響が出てまいります。

現状といたしましては、ALTを活用して毎週1回改善センターで、小学3、4年生を対象とした英会話教室を実施しておりますので、英語クラブの設置ではなく、小学生向けの英会話教室の拡充により小学生の英語教育の充実に対応していきたいと考えております。

また、先般、経済文教常任委員会で委員の皆様にご学校ご訪問いただきました。そのような中でも、学習の中でたまたま小学1年生の授業も学習状況を確認していただきましたけれども、そのような中で、それぞれ学習の中で取り入れ分は取り入れて楽しい英語授業、英語に楽しむ環境を推進してまいりたいと思っておりますので、その辺でご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。再々質問ですか。

○6番（西内陽美君） はい、再々質問をさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問を許します。

○6番（西内陽美君） 今、教育長のお話ですと、特別クラブのお話になりました。少年団活動ですとか獅子神楽、合唱クラブ、スクールバンド、それは特別クラブとして授業の中で行っているものではなくて、課外ですよ。

私が申し上げましたのは、授業の中でクラブ活動として行っている種目に増やしていただきたいというお話でした。先日の地域参観日におじゃましました時に、保護者の方、参観していらっしゃる方とお話ししましたが、いろいろな工作とか手芸があるんですけども、昔は家庭科クラブですとか、手芸クラブというのが学校にありました。私達の若い、子供の時代ですね。今はないんですかということをお話を聞きましたら、それは授業の中で取り組んでいるんですよというお話でした。

英語も始まりましたので、「そういった英語クラブなんかはありますか」というお話を聞きましたら、「いや、それはないので、そういうのもあったら良いですね」という保護者の方のご意見があったものですから、特別クラブではなくて、普通の授業として取り組んでいる中のクラブ活動に、ぜひ、ご検討いただきたいというふうに思って質問をさせていただいたわけですので、授業ですとか、保護者の方々とのお話の中で、そういった英語クラブを授業の中でも楽しんで、授業とはまた別として、楽しみながらできる活動として加えていただきたいという声が教育長の方にも届きましたら、ぜひ、その時点でも検討していただきたいと思います。

再々質問は、私の質問した内容がクラブに関するものが違ったものですから、その訂正だけさせていただきたいと思いますが、はい、特別クラブではありませんので、はい、お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 教育長、答弁を求めます。

○教育長（久保田純史君） 6番議員さんの再々質問に答弁いたします。

授業の中で更に英語のクラブというか、学習内容を充実してほしいということで、それぞれ3年生、4年生、6年生については、もう新学習指導要領に定めております。

そして、今ほど申し上げましたように、1年生においても授業の中で可能な限りやってみる面もございますので、貴重なご意見として、学校としてその授業のカリキュラムの中で組めないのかどうか検討をしていきます。意見として承ります。以上で再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、それでは6番議員、次の質問に入ってください。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） はい、次の質問は、小学校の設備の修繕や改修の計画についてという内容で質問いたします。

小学校3階の図書室の天井が、この冬雨漏りのために大きく穴が開きました。屋根の雪が融けしだい原因の箇所を修繕するとの説明がありましたけれども、未だに天井が剥がされたままで補修されておられません。なぜ、放置されたままなのか、現状と対応を伺います。

また、校舎や設備の改修計画はどうなっているのかということについても伺いたいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは6番議員さんの2番目の質問にお答えいたします。

これまでの経過を申し上げますと、図書室での雨漏り直後から、業者と何度も打合せを行い、原因の究明と対応策の検討を重ねて参りました。原因を特定するためには、強い雨や風を伴う雨などでの症状を確認する必要があったことから、結果として時間を要したものであり、このことをご理解いただきたくお願いいたします。

8月8日には漏水箇所の修繕を行い、その後の風雨を待って問題がないかの確認を終え、先日、すべての改修を完了してありますことをご報告いたします。

また、校舎や設備の改修計画につきましては、新十津川町公共施設等総合管理計画の指針に基づき、新十津川町総合計画実施計画の中で、改修コストと改修サイクルを見据えながら進めていることを申し上げ、6番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。再質問ですか。

再質問を許します。

○6番（西内陽美君） はい、図書室の天井の修理ですが、先月末に地域参加に伺った際にですね、まだ補修されてない状態でしたので、通告日以降に補修がされたということで、お伺いしてよろしいですね。

では、再質問させていただきます。

再質問は、校舎設備の一つ、廊下に設置されている雨具かけスペースについて伺います。

ここは雨具をかけるためだけを目的として作られたんだと思いますが、壁のくぼみにパイプを通して、そこに小さな数字フックがぶら下がっている状況になっています。

しかし、このスペースには児童の上着や帽子のほかにも、絵の具セットや書道セットのバッグ、画板、折りたたみ椅子、高学年になると少年団活動に使うスポーツ用品などの置き場所になっています。

冬になると低学年は、スキーウェアの上下を着て登校するようになりますし、高学年はコートの丈も長くなりますので、裾を押し込んで、もう団子状態のようにして納めている状況ですし、あるいは廊下の通路部分にはみ出している場合も見受けられます。それが通例の状況です。

手狭なために乱雑な収納になっています。子供達が使いやすく、また、整理整頓しやすいように改修してはいかがでしょうか。

雨具掛けの上は教室との壁として雨具かけと同じ奥行の空間があります。こういった部分を利用するような設備改修は検討されないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 6番議員さんの再質問に答弁いたします。

雨具かけの状況、廊下の部分のということでございます。通常、雨具については、今廊下にこのような事でかけておりますが、その支障となる状況ということではなくて、利用できるから利活用してるということで解釈しております。

手狭というようなことで私どもは認識しておりませんので、そのような中で、夏休みに空いてる時にちょっと別なものを置いている時があったりするかもしれませんが、基本的には冬、夏そのようなことで、支障となっているというふうには私も判断してないというふうにご説明しております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問を許します。

○6番（西内陽美君） 再々質問させていただきます。これから冬になりますので、ぜひ、その冬の状況、ぜひ、ご覧になっていただきたいと思います。ひどい状況にあります。

集団生活の中では、自分の持ち物を大事にしたり、他人の私物に配慮する。集団生活の中で育つ公共心や協力、思いやりの心と、それはやはり教育が目指すものではないかと思えます。

乱雑で美しくない。機能的ではない環境が子供の情操に良いわけはありません。

例えば、不法投棄、テレビやタイヤなどが一つ捨てられると、次から次とそここの場所に不法投棄が増えると言います。空き家の窓ガラスが1枚割られると、2枚、3枚と割られていくと言います。

学校も同じです。やっぱり一部分の乱雑なまとまりのない、そういった粗雑な様子が学校全体にも波及していくと思えますので、ぜひ、その現状をご覧になっていただいて、早急な検討をお願いしたいと思います。

再々質問ですが、再々質問は、小学校グラウンドの北側にあるトイレについて伺います。子供達はあのトイレを嫌がって図書館のトイレへ行くと言っております。保護者の方からは、トイレの洋式化を要望する意見が上がっています。そのグラウンドの北側にあるとの状態、利用の状況を調査してみたり、また、児童や保護者の方の意見の聞き取り調査をしてはいかがでしょうかという再々質問が、私から最後の質問になります。よろしく願います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 6番議員さんの再々質問に答弁いたします。

学校の北側の屋外のトイレということでございますが、私は、時折トイレの確認をさせていただいておりますし、先般、議員さんからの一般質問通告がございましたので、そのトイレの状況も確認させていただきました。きれいに清掃されていて、私が見る限りでは良好な状況でございました。

また、学校のグラウンドのトイレにつきましては、基本的に学校の授業では使用しておらず、運動会や少年団活動での使用が主なものでございます。そのようなことで、衛生面での利用者のニーズやなんかには今後も配慮していきたいと考えておまして、そのような中で、今までどおり衛生面に留意して利活用させていくと、そのようなことで考えていると申し上げ、6番議員さんの再々質問の答弁に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、それでは6番議員、次の質問に入ってください。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 次の質問は、町長に質問させていただきます。

老人クラブの現状と課題についてという内容で質問いたします。

老人クラブは、ご高齢者自らの生きがいや、健康づくりにとどまらず、ボランティアなどの社会貢献活動を行い、地域を豊かにする自主的な組織です。人のつながりが希薄化していると言われる昨今、ご高齢者のコミュニティとして気軽に集い、無理なく互いを高めながら老後を豊かに彩る楽しい組織であると認識しています。

また、老人クラブへ加入する世代は、制度や分野ごとの枠を超えて地域住民や多様な主

体が参画し、地域を共に作っていく社会。地域共生社会を構成する担い手として期待が大きくなっています。

老人クラブの更なる活性化が、高齢化社会における地域の活性化につながるものとも考えます。

ところが、近年の老人クラブは、会員の高齢化が進んでいることや、それに伴う入院、施設への入所などで会員が減少傾向にあります。さらに、役員のなり手がいない、新会員の加入が少ないなどの問題も抱えています。

老人クラブ連合会は、新十津川町社会福祉協議会が事務局となって活動している団体ですが、町長は、老人クラブ連合会と単位老人クラブの意義をどのようにお考えになりますでしょうか。

また、現状と課題を踏まえて、今後も老人クラブを維持発展させるために必要と思われる施策は、何だとお考えになりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは6番議員さんからの質問にお答えをさせていただきます。最初に少し、老人クラブの内容について説明をさせていただきます。

老人クラブは、昭和38年施行の老人福祉法において、老人福祉の増進を目的とする事業として位置付けられている事業でございます。地域の高齢者が自主的に組織している団体でございます。

現在、新十津川町では17の単位老人クラブが活動しており、4月1日現在の会員数は672人となっております。会員数が一番多いクラブは83人、少ないクラブは11人であり、地域によって差が大きくなっている現状でございます。

老人クラブ連合会には17のクラブのうち、14クラブが加入をしており、3クラブは未加入となっております。

老人クラブの活動目的ですが、今ほどの質問と重複するかもしれませんが、確認の意味を込めて申し上げたいというふうに思いますが、三つございまして、一つ目は、仲間づくりを通して、生甲斐と健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行う。

二つ目が、知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動を行う。

三つ目が、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることが挙げられております。

老人クラブの魅力は、仲間がいる、仲間が見つかることでもあります。外に出る機会が少なくなる高齢期に、自主的に組織された団体での活動に参加することは、とても大きな意義があることだと考えます。

また、老人クラブ連合会は、単位老人クラブ相互の連絡調整を図るとともに、シルバーオリンピック、パークゴルフ大会、シルバー盆踊りなど、全町的な取り組みを実施し、老人クラブをより一層進展するとともに、組織を強化することに意義があると考え、これらを維持していくために福祉バスの運行等の支援を継続をしているところでありますし、今後も継続してまいりたいと考えているところであります。

老人クラブの課題といたしましては、今ほど質問の要旨にありましたとおりであります

が、一番のことに挙げられるのは、やっぱり会員数の確保だというふうに考えております。

平成30年4月1日現在の会員数は、先ほど申し上げましたとおり672人、60歳以上の全人口に占める加入割合は22.1パーセント。65歳以上の割合は26.2パーセントでございます。

3年前の平成27年度と比較しますと、会員数は165人の減少、60歳以上の割合は5.4パーセントの減少、65歳以上の加入割合は7.4パーセントの減少となっており、この傾向は残念ながら続くものと考えております。

その背景といたしましては、今日の60代の世代の皆様は、現役として活躍している方が少なくないこと。そして、インターネットの普及により、自らサークル活動や講座の情報を得て、趣味や仲間づくりができるようになったことなどが挙げられます。

地域に密着した単位老人クラブを今後も継続していただくため、町としては、例会での内容を工夫できるよう要望にお応えをし、側面的な支援をしておりますし、今後もしてまいりたいと考えております。

そのためにも、社会福祉協議会、老人クラブ連合会とも十分に連携を図り、運営に対する補助金による支援を継続することとしておりますし、研修活動の範囲を広げたいとの要望を受け、現在、研修の際には町内限定で福祉バスを運行しておりますが、来年度からは、研修先を町内から中空知地域へ拡大し、移動に対する支援拡大をしていくことと考えております。

これらのことは、老人クラブ、単位老人クラブともに、この老人クラブ意義のために、成長、発展させるための町の側面的支援でありますし、地域に密着した仲間づくりを通じての生甲斐や、健康づくりのためには、本当に意義は大きいものというふうに6番議員と同感であることから、しっかりそういったことを進めてまいりたいということですので、こういったことを継続的にしっかり進めていくことを申し上げ、6番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 6番議員、再質問ありますか。

再質問を許します。

○6番（西内陽美君） 再質問いたします。再質問は、単位老人クラブへの支援策についてお伺いしたいと思います。

ただ今、町長から、町内での研修の範囲を中空知圏域まで広げてくださるという、福祉バスの利用ですね、ことについてのご答弁をいただきました。

私からお聞きしますのは、単位老人クラブへの拠点へ集まる方法についての支援策についてお伺いしたいと思います。

農村地区の老人クラブの会員の方々から、会合の拠点となる行政区会館まで歩いて行けない。会館に集まってしまえば、帰りは会員が送っていくので、会館に集まる時だけでも町に助けてもらいたい。あるいは、会館へ行く足、移動手段がないので、町内の宿泊施設の送迎バスつき食事プランを利用して、個人負担をしながら会合の場を設けることのあるとのご意見をいただいております。

そして、単位老人クラブの会合に集まるために、福祉バスを柔軟に利用させてほしいと要望するご意見もあります。

行政区では、行政区会館が1か所になり、以前より遠くなった方がいらっしやいます。町でもご高齢者の自動車運転免許証の返納を進めている経緯があります。

また、第7期高齢者福祉計画では具体的施策として、単位老人クラブ、老人クラブ連合会の支援、そして福祉バスの運営を上げておりますので、老人クラブ、その単位老人クラブの維持と活性化を支えるためにも、まず単位老人クラブで区の皆様方が会館に集まりやすいという、そういった移動手段についての支援策を検討をするお考えはありませんでしょうか。それが私からの再質問です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは6番議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

老人クラブの活動のための例会などに対する輸送をする、バスの支援ができないかという質問の内容かというふうに思います。

行政区再編成をしてから、やっぱり老人クラブの活動が旧行政区自治会館がある際には身近な老人クラブの活動拠点ということで、活動が円滑にいつていたという状況になってございますが、今、それぞれの統合したことによって、中心となる行政会館だけが残るような状態が今、まさに進められており、旧自治会館は解体へと今、進みつつある現実でございます。

そういった状況から、今、老人クラブが活動する、地域の中核的な行政区会館への移動を何とかできないかということであるかというふうに思います。

今、質問の中にありましたように、老人クラブの活動がなかなか中心の行政区会館に遠路のために行きづらいということから、町内のいわゆる温泉や食事の提供する施設へ、食事付きのプランをうまく融通しながら、いろんな内容も工夫するという、老人クラブのいろんなアイデアもあって、そこに行かれていることは伺っているところでございます。

そして、今ほど言われた地域の行政区内での単位老人クラブの活動が円滑にできないかという声も、担当の方に聞いているところであります。

そういった中で、どう町として、単位老人クラブへの移動手段ができるかということ、いろいろ検討を今しております。そういった中で、今、町では福祉バスがございましたけれども、町内のゆめりあ部会の活動のそれぞれ曜日の定まっている方の部会の活動支援、さらには、曜日を決めての買い物支援などですね、福祉バスも、ただ、人数の大きな時には大きなバス、ちょっと少ない時には、小さな10人乗りのバスということで、工夫をしながら移動の手助けなり、活動の円滑な運営ができるように、輸送体系を構築しているところであり、いろいろ毎日動いているような実態にあるわけでありまして。

いろいろ行政区、単位老人クラブからそういう要望も伺っておりますが、どのようにそのことが拡大をしていくのかということも、町としても、地域の声も聞いている関係もあって、いっぺんにそれぞれの対老人クラブのことすべて100パーセント聞くかということになると、バスのやっぱり限りもありますし、日程的なこともありますので、すべて町の方でできるかということは、そこは正直言って困難な状況にあります。

そのようなことから、来年からですね、年1回の例えば、総会の際の会館への移動など、年1回に限り、そういう送迎バスの利用の拡大に向けて、今、支援ができないか、前向きに検討していきたいということを申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問ございますか。

はい、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） はい、再々質問は、各行政区で行政区役員会へ出席するサポーター職員を介して、老人クラブの現状把握をこれからも進めていってほしいと思いますけれども、新十津川町補助金等交付規則に則って、公益性、必需性があるということで補助金を交付しておりますので、そういった申請と実績が毎年きちっと上がってきますから、その地区によって市街地の老人クラブ、農村地区の法人クラブ、それぞれ課題が違うと思いますので、そういったサポーターの方からしっかり現状を聞き取るような指示をされて、ぜひ、また拡大に向けて進めていっていただきたいというふうに思います。

再々質問にはなりませんけども、サポーターの方へのご指示をされるかどうかということのを再々質問として、私からの質問は終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） ただ今6番議員さんの再々質問であります。

地域では、それぞれ行政区役員会にサポーター職員が出向いて、あらゆる地域の状況を把握しております。これは老人クラブだけでなく女性の組織だとか、行政区の活動、総合的にお互いに行政区の活動がどうなってるかということ把握しているところであります。

そして、その場に行ったときに、サポーター職員が自らその場で対応できる支援策もあるというふうに考えておまして、それぞれ行政区の実態に応じてサポーター職員が、地域の行政区での支援をしているところでありますが、今ほどの質問の内容からいきますと、地域の実情はそこで把握はできますけども、町として、やっぱりそこは保健福祉課という担当窓口があり、保健福祉課の方でも単位老人クラブだとか、また、社会福祉協議会では、老人クラブ連合会の事務局をしており、そういった意思疎通を図っておりますし、また、そういったことを中心に老人クラブの声を聞いて、活動がしっかりできるようにしてまいりたいというふうに考えております。

今ほどの補助金の話もあったかというふうに思います。これも今ほど質問にあったように、公益性があるということで、以前、補助金のいわゆる削減だとかも考えられた時、いわゆる行政改革の時にも、その補助金は老人クラブは一切下げず、基本的にはですね、下げず維持をしていくということを基本にしながら、やっぱり町として老人クラブの活動が、やっぱり適正にしっかりとすることが、共生社会、地域の生甲斐のある活性化につながっていくということから、老人クラブの活動がしっかりできるように考えていることを申し上げ、再々質問のお答えとさせていただきます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） はい、以上で西内陽美君の一般質問を終わります。

次に、1番、進藤久美子君。登壇の上、発言願います。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問行わせていただきます。今回、教育長にお尋ねいたします。

学校給食費の無償化、一部助成についてをお伺いさせていただきます。

近年、子供の貧困が深刻になり、研究者の実態調査から、学校給食が食のセーフティネットとなっていることが明らかになっています。

また、学校給食は、教育の一環であるという法律の専門家の意見もある中、本町においては、第三子以降の給食費のみが無償化、第一子、第二子の給食費については、主食分の50円を町が負担している状態になっております。

子育て支援を更に前に進めるためにも、学校給食の無償化もしくは更なる助成をお考えになってはいかがでしょうかと思いますが、教育長のお考えをお聞きさせてください。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは1番議員さんのご質問にお答えいたします。

始めに、結論から申し上げますが、給食費に対する無償化の範囲拡大や助成の増額は、考えてございません。

その理由を申し上げます。

学校給食費の経費負担につきましては、学校給食法で定められているところであり、給食施設及び設備に要する管理経費は設置者である自治体が負担し、その他食材などを含む経費については、給食提供を受ける児童生徒の保護者が負担することとなっています。

給食センターの設置者と、提供を受ける児童生徒の保護者とが、それぞれの経費を負担し合うことにより双方の責任の下、公平な立場に立って円滑かつ良好な施設運営と、栄養の行き届いた安全安心でおいしい給食の提供を行うべきと考えております。

本町の給食費につきましては、平成27年度に平成9年度以来、18年ぶりの給食費改定を行っております。

この時点において、ご質問の内容にもありましたように、町が主食分の50円を負担し、平成29年度からは、子育て支援として第三子以降の給食費を無償としているところでございます。

また、生活困窮世帯に対しましては、就学援助事業として給食費の改定以前から要保護、準要保護世帯の給食費を無償としているところであり、全体に対する軽減、多子世帯に対する軽減、生活困窮世帯に対する軽減の3つの柱で費用負担の軽減を図っているところでございます。

このようなことから、現在行っている少子化対策と就学援助を中心とした、今の取り組みが応益負担の観点からも公平性に配慮していると言えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、1番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 1番議員、再質問。

はい、再質問を許します。

○1番（進藤久美子君） 残念ながら教育長のお考えは、今後もそのような無償化、また、更なる一部助成については、現在のところ考えていないということ残念な答弁をいただきました。

本町におかれましては、高校生までの医療費無料化、また、高校進学に通学費の助成など、子育て支援に向けて施策をいろいろ注がれているところには、大きく敬意を表しているところでございます。

この学校給食費の無償化とか一部助成については、もう大分前から各自治体でいろいろ

な動きが出てきていると考えるところであります。

ちなみに、近隣の町について、私ちょっと調べてまいりました。浦臼町については、認定こども園の園児から中学生まで無料化、奈井江町につきましては、第二子以降の小中学生については無償化、上砂川については、小中の生徒に対して半額助成を行っております。また、私どもと一緒に給食費を一緒に共同している雨竜町におかれましては、6割補助というそういうふうに、ここ中空知の町では、そういういろいろな助成を行って、定住促進に向けて、また、子育て支援の一環として、更なる助成をして住民の方達の子育てに一躍を担っているというふうに考えるところでございます。

また、この学校給食のことについては様々な意見もあるかと思えます。やっぱり子供の給食費ぐらいは自分で負担した方が良くないじゃないかっていう、多くの方の考えもあると思いますが、このように近年子供の貧困、そういうふうなことを考えると、やっぱりそれはそちらの方に町としても目を向けるべきではないかっていうふうに考えるわけなんです。

それで、先ほど言われました要保護、準要保護、そういう人達の公平性を保つためにも、そういうのはしないっていうお考えになられてると思うんですが、別に、要保護とか準要保護にかかってない方達でも、決して暮らしは楽ではないっていうことは分かれると思うんですね。何を一番最初に優先して払わなければならないか、そういうことをお聞きしたところ、やっぱり子供の教育については、何をおいても先に支払うべきだっていうふうに多くの保護者の方が言われてるアンケートも出ています。

そのような中、やっぱり古い考えを捨てて、もう一歩前に進める段階で、この学校給食の無償化、また、一部助成、少なくとも学校給食を共にしている雨竜町と足並みを揃える上でも6割助成ぐらいの助成はしていただきたいと思えますが、子供の貧困対策について、教育長はどのようにお考えになってるのか、見解を伺います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 1番議員さんの再質問にお答えします。

昨年、道教委の方で行った調査結果では、ご承知かと思えますが、道内では、小中とも無償化を実施している市町村は16町村ございます。小学校のみ無償化している所が1市、一部無償化、一部補助を実施している所が、本町含めて42市町村というふうな状況になってございます。

また、空知管内においては、浦臼町と北竜町が給食費の無償化を実施しており、三笠市では、小学生のみが無償化になってますということでございますし、先ほど議員さん述べられましたように、雨竜町については6割、上砂川町5割助成しているというようなところでございます。

そのような中で、空知管内でどのような助成になっているかと言いますと、本町は、無償化は別といたしまして、給食費徴収してる中では、管内では3番目に安価となっているというふうな状況にもございます。

そのような中で、給食費の価格が安価になってるということもございまして、主食分の50円の減が効果が出ているというところもございまして。

また、現在、給食費の滞納が発生することなく保護者のご協力をいただいて、給食費を

納入していただいていることから見ても、保護者の皆さんに一定の理解をいただいているのかなと解釈しているところでございます。

それぞれの市町村が特色を持って子育て支援に取り組んでおります。その中で本町においては、総合戦略として様々な分野、手法を用いて取り組んでいるところでございます。そのような中で、給食費については、今おっしゃったように雨竜町の町と比較して、若干負担が高いかもしれませんが、その他の子育て支援施策において、他市町と空知でも比較したときに、本町は支援が大きいものもあると思います。すべてが給食費がよその町と同じ無償にしないとか、そういうことではなく、それぞれの自治体の特色を持った中で支援する子育て支援施策というのは、異なるというふうに認識しております。

そのような中から、本町においては、給食費の助成については、既にできる範囲で実施しているということでご理解をいただきたいと申し上げ、再質問の答弁にさせていただきます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。再々質問ですか。

それでは再々質問を許します。

○1番（進藤久美子君） この学校給食費の無償化と一部助成については、やっぱり予算も伴うものなので、教育長がこの場でやりますというお答えはなかなか引き出すことができないというふうに考えます。

今後この調査に向けて、ちょっと資料を集めて、この次は町長の方をお願いしたいというか、一般質問でどういう見解を持っているのかをお聞かせ願いたいと思います。

いろいろほかの地域と異なる特色を持ったのを本町でもやっているの、給食費についてはそういうふうは無償化、一部助成については行わないということで、そういうふうな見解をいただきました。

新十津川町においては、高校にも給食を出しているというふうに、ほかの地域からそういうふうに大きな評価をいただいていることもあります。これでまた給食費の無償化になると、幼稚園、小学校、中学校、高校というふうに学校給食を出して、その中での一部助成をするということになると新十津川の知名度も上がるのではないかなという、そういう観点から今回一般質問させていただきました。

この次はまた、このことについて引き続き調査させていただいて、町長の方に質問させていただきますので、今日はありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。

ここで、14時まで休憩いたします。

(午後1時50分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後2時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 一般質問を続けます。

次に、4番、小玉博崇君。登壇の上、発言願います。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは議長のご指示がございましたので、一般質問をさせていただきます。

まず一つ目として、主権者教育の推進についてを教育長に質問させていただきます。

昨今、若者の政治離れが全国的に課題となる中、平成27年に公職選挙法が改正されて、選挙権年齢が満18歳以上となりました。子供達が18歳で選挙権を持ち、1人の主権者としての認識をしっかりと持つためには、小中学校からの主権者教育が大切だと考えます。

学校教育における主権者教育の現状と今後の取組みについて、教育長に伺いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは4番議員さんの質問にお答えいたします。

まず初めに、主権者教育について簡単に申し上げますと、主権者教育とは、単に政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を身につけることとなっております。

これを踏まえ、小中学校での主権者教育における選挙権の学習につきましては、小学校では6年生の社会、中学校におきましては3年生の公民で行っており、その授業では公職選挙法の改正により選挙権が18歳に引き下げられたことを学習しております。

また、児童会や生徒会での選挙時においても、選挙法の改正についての説明を行っているなど、それぞれの機会を通じて理解を深めているところでございます。

今後の取り組みといたしましては、町の選挙管理委員会のご協力の下、児童会ですとか、生徒会の選挙を実物の投票箱や記載台を使うなど臨場感をもって体験することも大切ではないかな、検討してみたいなと考えているところでございます。

また、町議会の傍聴見学につきましては、一昨年、小学6年生が実施しておりますし、模擬議会については、9年ほど前に中学3年生が行ったりしております。そのような機会も大変有益だと考えておりますので、そのようなことも可能であれば受け入れを現実に変えていきたいと、そのようなことで考えているところでございます。以上を申し上げ、4番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員、再質問ございますか。

再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今、教育長の方から主権者教育とはという説明がありました。正に学校教育において、選挙の仕組みだとか模擬投票だとか、そういうことを取り組んでいく多くの学校はあります。ただ、先ほど教育長がお話があったとおり、主権者教育というのは、町の課題を見つけ、その課題解決に向けてどう実践していくかということを実感する。また、ボランティア活動だとか、奉仕活動に取り組んで、地域の方々と一緒に自発的に活動したりとか、また、福祉、防災活動を通じて地域の方達と一緒に、誰もが住みやすい地域づくりに向けて実践体験をするとか、いろいろなそういう意味で子供達が仕組みを理解するというよりは、自分達がこの政治という主権者として動くことによって、自分達でこの町の課題を解決していかなければいけない、政治というのは大事なものだよということを、本当に心で理解する、そういった教育が大切だというふうに感じております。

今、子供達の話で今こうして質問させていただいておりますが、実はその子供達が政

治離れをする大きな要因としては、まずはその大人達も、今はどちらかというとその政治に対して、あまり積極的ではないと。

例えば、なかなか政治に期待していない。投票に行っても何も変わらないというような大人の声を子供達が聞くと、恐らく子供達はもうその時点で、政治っていうのはそれほど私達の生活に対してあまり重要じゃないんじゃないかというような認識を持たせてしまう。これは大きな課題かなというふうに思ってます。

ただ、先ほど言った主権者教育、要は学校の中で地域と関わりながら様々な課題に対しての取り組みを行うという意味では、今年度よりスタートしたコミュニティ・スクール、これは地域が学校運営に係わると同時に、逆に言えば、学校が地域を教育の場としていく良い取り組みではないかなというふうに感じております。

という意味では、私はこのコミュニティ・スクールに、この主権者教育に対しては相当大きな期待をしていくべきかなというふうに思っておりますが、今年度からスタートしたコミュニティ・スクール、主権者教育という視点から、教育長の考えをお聞きしたいなというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 4番議員さんの再質問にお答えいたします。

今、大人の方が政治離れしていると、そういうようなこともありましたし、また、社会でいろいろ地域の要望にいろいろ取り組んでいくというようなこともありますが、今ほど議員さんから意見ございましたように、コミュニティ・スクールにつきましては、学校としていろいろ教育する面、学校の教職員だけでは限られてきますので、いろいろ地域社会で協力してもらいたいことを、学校長がコミュニティ・スクールにいろいろ相談するという組織でもございますし、地域の方がこういうことをしたら良いんでないかというようなことを申し述べる組織でもございますので、今の主権者教育、いろんな面でそのような中で地域のご協力もいただければなというふうに考えているところでございます。

また、授業の中では、小学5年生が通学学習を実施したり、あるいは、中学1年生が札幌の方に出向いて、新十津川町のいろいろな特産物や何かを販売したり、そういうようなことで自分達が主権者であるというようなことを札幌の地下歩行空間ですとか、あるいは大通、狸小路で新十津川町の特産品を販売したり、自分達が主権者ということで、まちづくりを担っているというような教育の一環で、いろいろそういう学校でも授業のカリキュラムで取り組んでおります。

そのような中で、主権者は自分であるというような教育をいろんな学校の授業面、また、選挙法の改正の面を含めて、学校と地域とコミュニティ・スクールという機能も活用しながら推進していきたいと、そのように考えていることを申し上げ、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員、再々質問ございますか。

それでは再々質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今、皆さんご存じのとおり、子供達は部活や塾等でかなり忙しい時間を過ごしていますので、先ほど言った地域のボランティア活動だとか、奉仕活動、また、少子化によって子ども会がなかなか活動できないということから、子供達が地域の

人達と一緒に何か活動するという機会というのが、とても減ってるように感じているんですね。

そういったことから、このコミュニティ・スクールという、今、大きな仕組みを変える中で、ぜひ、そういった地域、その主権者意識を醸成する取り組みを、ぜひ、このコミュニティ・スクールに取り入れていただきたいという期待を込めて再質問させていただきました。

そして、再々質問につきましてなんですけれども、今、私達議会においてもなり手不足という中から、本町議会のあるべき姿というのを議論してきております。その中で昨年の講演会でも、その投票率の減少となり手不足というのは、大きな関係性があるというふうにも言われております。

そういったことから、子供達がこれから大きくなってこの町を担っていく中には、こういった政治への参加意識の醸成というのはとても大事になってくると思っております。

そういったことから、現在、学校教育方針の中には特に主権者教育という言葉は出てきておりません。その中で、今後、学校教育の教育方針の一つとして、この主権者教育に力を入れていくということを考えてはいかがかというふうに考えますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 4番議員の再々質問にお答えいたします。

私も主権者教育、今ほど委員さんからご意見ありました投票率の減少、あるいは、なり手不足というなことで、政治への参加意識を子供の頃から醸成するのは大切だというふうに考えております。

そのような中で、主権者教育については重要であるということ認識しつつ、また、全国の他市町村の取組み等も勘案して、その中で本町として有益と、事例となるものを取り入れて、学校とも検討しながら推進していきたいというふうに考えていることを申し述べ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは4番議員、次の質問に入ってください。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

二つ目の質問は、再犯防止推進法の施行に伴う、本町の取組みについて、町長にお伺いしたいと思います。

犯罪を犯した者の再犯率の上昇が課題となり、国では平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行されました。

その中で犯罪を犯した者の円滑な社会復帰を促進するため、市町村にも一定の責任と義務が課せられたことから、本町の取組みについて伺いたいと思います。

まず一つ目、市町村の努力義務である地方再犯防止推進計画の策定の考えについて。

二つ目、国や道、民間との具体的連携をどのように行っていくのか。

三つ目、住民の関心と理解を深める取り組みをどのように行っていくのか。

よろしくお願いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは4番議員さんからの私に寄せられた質問にお答えをさせていただきます。

今ほど4番議員さんからご紹介のありましたとおり、一昨年12月に再犯の防止等の推進に関する法律の公布及び施行が行われまして、昨年12月には、犯罪をした者等の円滑な社会復帰の促進及び再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、国の再犯防止推進計画が閣議決定されているところであります。

このことを受けて、北海道では国の地域再犯防止推進モデル事業を活用し、これは平成30年から32年までの3か年計画で取り組む内容になっておりまして、本年度については、現状の再犯防止に係る各種支援対策等に係る利用状況や成果、更生保護に携わる支援者の抱える課題、要望、被支援者が求める要望などについて、情報収集、実態調査併せて道民の意識調査を行っているところであります。

本町では、犯罪や非行に関わってしまった人達の社会復帰のための支援や立ち直りにつきましては、滝川地区保護司会新十津川分区の保護司の方々が主に携わってくださっております。

法が施行されまして1年以上経過しておりますが、本町といたしましても、今後一層、安全、安心な新十津川町を築いていくために、国並びに北海道と連携をし、保護司会の皆さまのご協力をいただきながら、再犯防止の取り組みに努めていくところでございます。

ご質問の1つ目でございます、地方再犯防止推進計画の策定の件でございますが、前段説明申し上げたとおり、本年度、北海道での再犯防止対策検討調査が行われており、その調査結果を持って、市町村の計画策定に際しての留意点や国と地方の役割分担などを踏まえた情報提供がなされるものと思われまますので、再犯防止計画の策定につきましては、必要な体制や手順を確認した上で、その時の状況により判断をさせていただきたいと考えております。

続きまして、2つ目の質問であります、道、民間との連携についてでございますが、現在、心理学、教育学、社会学等の専門的知識を持つ国家公務員である保護観察官と地域性を持つ民間ボランティアである保護司との情報共有、併せて犯罪、非行の前歴のために定職に就くことが容易でない方々を雇用し改善更生に協力する、滝川地区協力雇用主会の就労支援など様々な分野の皆さまのご協力により、再犯防止推進法に規定されている内容と、現在同様の機能が構築されているものと考えております。

続きまして、3つ目の質問であります、住民の関心と理解を深める取組みであり、非常に難しい問題もたくさんあるというふうには受け止めておりますが、幸いにしてというのか、昨年10月に地域における関係機関、団体及び地域住民との連携を強化するため、滝川地区更生保護サポートセンターが開設され、多くの地域の人々に保護司の活動を理解してもらうと共に、犯罪予防の呼びかけや犯罪を犯してしまった人の立ち直りに、理解と協力を呼び掛けていく場として設けられましたので、今後、住民の関心と理解を深めていく上で大いに期待をしているところでございます。

また、保護司会新十津川分区の保護司の皆さまのご協力により、庁舎前への啓発看板の設置、更生保護に関するチラシの回覧なども行っていただいておりますので、町として、今

後も保護司の皆さまの活動を支援していきたいと考えております。

併せて、北海道が実施する再犯防止対策検討調査の内容にある再犯防止、犯罪者の更生、地域社会への受け入れ等に対する道民意識の調査結果を確認した上で、市町村の役割を明確にし、住民の関心と理解を深めていくための取組みを行っていくことを申し上げ、4番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員よろしいですか。

それでは再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今ほど町長がおっしゃったように、実はこの問題というのは非常にデリケートな部分がありまして、啓発すればするほど住民の方の拒否感というのが高まってしまうという危険性もあるだろうなというふうに考えております。

住民の方にとってもこの法律とか、この取組みについては、少し自分の生活からかけ離れた感も否めないかなというふうに思うんですが、実は国は、少し前からこういう再犯防止に対する取組みということで、実は刑務所等に入っている方の多くが高齢者であると。

2025年になると約3割、30パーセントか75歳以上になるとか、また、同じく3割程度が軽度の障害のある方が入っているということで、厚生労働省の方では法務省と連携を組んで、平成23年から地域生活定着支援センターというのを各都道府県に置いて、その刑務所の中にいる福祉士の支援が必要な方々を地域の福祉事業所につなげるという取組みを平成23年度ぐらいからスタートしております。

そういったことから、私達、今私が事業として取り組んでいる福祉の分野でも、司法福祉という分野が新たに出てきまして、そういう刑務所の中にある福祉の支援が必要な方々も、地域の福祉の対象者として受け入れていくという動きになってきております。

ということから、本町にも福祉事業所が数か所ありますが、そういったところにも、やはり刑務所から出てきた方、また、保護観察がついて出てきた方の受け入れ先として、福祉事業所があるという状況になっております。

そういった中で、これまでそういった受け入れを行った福祉事業所というのは、主に保護観察所やこの定着支援センターとのやりとりをほぼ行っているところだったんですが、この再犯防止推進法ができてから、やはり行政との連携というのもこれからかなり大きくなってくだろうというふうに考えております。

そこで再質問ですけれども、現状新十津川町の中にある民間企業における、福祉事業所も含めたそういった方達の受け入れ、また、先ほど協力企業主が実際にそういう方々を雇用している状況、そういった町内の状況についての情報共有、それと町内企業への連携また支援策、これについて、今後の取組みについてをお聞かせいただければというふうに考えております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは4番議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

今ほど再質問の中にありましたように、非常にこの問題はデリケートな問題でございます。先ほど、雇用主会があるということの説明申し上げましたけども、雇用主の会社がどこどこであるということ言うことが、逆に言うとちょっと違った正しくない受け止め方

をしてしまって、不安を抱くということがどうしてもあるわけであります。

雇用主会としては、受けた以上、再犯を防止するために適切な雇用とアドバイスをしながら再犯をしないような、そういう全体でその人の手助けをしているという状態でございます。

そういった中で、情報共有という部分では、町に対する直接的な情報共有は、そこはないところでありまして、雇用主会と関係する滝川地区の保護司会との関係では、それぞれ必要な情報がいつているというふうに思っておりますけれども、そこを町が直接聞くとはなってございません。

そのことは逆に言うと、その人の人格尊厳というものがございますから、聞くことによつて町民皆さんが公平である、そういうことが失われることになりまして、町としては、やはり住んでいる皆さんが安心して住み続けられる町として、それぞれ関係機関としっかり連携をしながら、それぞれ必要な組織に対する支援を継続することが、安心して住みよい町になっていくものというふうに考えていることを申し上げ、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員再々質問ございますか

それでは、再々質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今、町長のお話があったように、確かに、本当にデリケートですので、今後その法律ができたことから、そういう民間業者との連携が必要だということが恐らく出てくるかなというふうに思いますが、その辺をどのようにしていくのかなというところが私自身も非常に疑問だったので、恐らくその辺についても、今後の国が出してくるような調査の結果を含めて、市町村として具体的にどこまでやっていくのかというところを、これから検討していくということかなというふうにご理解をさせていただきます。

最後なんですけど、先ほど言ったように、一番最後の住民の理解と協力というところ、これはものすごく一番の大きな課題かなというふうに思いますが、これが一番の重要なポイントなのかなというふうに思います。

だからといって先ほど言ったように、あまり個別具体例を出して協力を呼びかけると余計に難しいところがありますので、ぜひやはり、住民感情としては、こういう方達をやはり地域で包括していて、ちゃんと生活ができるように、再犯にならないよという意識助勢が大切だということなんですけれども、どうしてもやはりそういう方が身近にもしかしたらいるんでないかと考えるととても不安になって、やっぱりいて欲しくないという、そういう心理がどうしても働くと思うんですね。

そういったことから、保護司会への支援をやっていくということですが、ぜひ、町としても、そういった意識醸成を、ぜひ、保護司会と一緒に力強く取り進めていただきたい。最後はお願いになりますが、そのような形でよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再々質問にお答えをいたします。

4番議員さんの言うとおりに、これから住民の関心を深めるために意識の醸成をどのよう

に深めていくのかっていうことが、本当に重要なところだというふうに思います。

これから北海道が、いろんな調査を踏まえたあと計画を策定し、市町村の役割、これがどのようになっていくのかということをしつかり確認をした上で、町として、町民の皆さんが不安のないようにしていきたいということは申し上げたいというふうに思います。

ちょっと別な例になってまいりますけども、空知管内には、沼田町で就業支援センターという形のを設けております。犯罪を犯した人方の就労支援をして、活動を受け入れているということでもありますけども、その状況でいくと、いろいろ農業実習だとかをしながら再犯防止をして、地域の人方の理解をいただき、その人方も活動をしているというふうに伺っているところでございます。

このことについて沼田町が先進的に取り組んでいることだというふうに受けとめておりますけれども、そういった状況だとか、町として、どのようにサポートしたり、支援をしていくのかっていうことも、先ほど質問にあった高齢者の割合が多いこと、障害者もいますけども、ごく少ない割合ですけども、その全体を通していろんな立場の人方をどのように、町として不安のない町民の生活が送れると、そのことを第一義的に考えながら、しつかりその役割を果たしていきたいということを申し上げ、再々質問のお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、それでは4番議員、最後の質問に入ってください。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは三つ目の質問に入らせていただきます。

三つ目の質問ですが、障害者自立支援協議会の設置について、町長に伺いたいと思います。

障害を持つ方が、その地域で安心して暮らせるために、地域の課題を共有し、サービス基盤の整備を着実に進めていくための自立支援協議会の設置が法定化されております。

多くの自治体が設置する中、平成29年4月1日現在での北海道のデータですけれども、空知管内では三笠市、長沼町、浦臼町、新十津川町のみが、この自立支援協議会をまだ、設置していないという状況になっております。

しかし、平成30年度に入り長沼町、浦臼町が設置済みとなり、いよいよ空知管内においては、本町と三笠市が未設置という状況になっております。

本町においては、障がい者基本計画において、まず第2期、平成24年から29年の計画の中においても、相談支援の充実と協議会の連携ということが明記されておりましたが、協議はされておりましたが、協議会の設置は実施されず、現在第3期に引き継がれています。

本町の自立支援協議会の設置について、今後の展開について、お伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは4番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

本町の障害施策につきましては、基本理念である「支えあいともに暮らそう笑顔あふれる しんとつかわ」の実現に向けて、本年3月に第3期障がい者基本計画及び第5期障がい福祉計画を策定したところであります。

この計画に基づき、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する

中で、相談支援を行う人材の育成や確保を図り、相談支援におけるサービスの情報の周知を強化し、様々な障害のある人たちのニーズに対する相談体制の充実を今後においても維持、強化を図ることとしております。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹的な相談支援体制の検討や関係機関等との連携を強化するため、専門職等で組織する協議会と連携を図る事が計画に盛り込まれております。

4番議員さんのご指摘のとおり、自立支援協議会については、障害者総合支援法の規定により、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等により構成される協議会を置くよう努めなければならないと定められております。

現段階では、努力義務ではあるものの、より円滑な障害者支援施策等の実施のためには必要であるというふうに考えております。

現在は、障害者の総合相談窓口としてございます障害者総合相談支援業務の委託先でもあります相談支援事業所虹と定期的な連携を図っているところであります。その話し合い協議の中で、自立支援協議会の設置についても検討を進めており、道内の先進地視察等を行い、類似している人口規模の自治体等を参考にしながら、本町に合ったより専門性が高く、各サービス事業所の機能アップ等が図られるような協議会の運営規模や協議内容等を検討し、設立に向けての準備を進めているところであります。

空知管内としては残り二つの町というふうになりましたけども、今後は、町内の障害者サービス事業所等となお一層協議を行い、連携を図りながら平成31年度中に協議会の設立に向けて適切に対応していくことを申し上げ、4番議員さんの答弁とさせていただきます。
○議長（長谷川秀樹君） 4番議員よろしいですね。

はい、再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今ほどの町長の自立支援協議会設置に向けて、今動いているということで、早めに、ぜひ、設置をしていただきたいということで期待しております。

この自立支援協議会というのが、なぜ、各市町村また圏域で行う必要があるかという、やはりこういう生活課題を抱えた障害者、また、障害者と言いますけれども、例えば、認知症の方とかまた生活困窮者、様々な課題を抱えた人達がこの地域で暮らしやすいための地域づくりをすることは、誰もが安心して暮らせるための地域づくりにつながる、そういったことでこの自立支援協議会というのは大切だというふうに言われております。

ただ、今、多くの市町村でこの自立支援協議会、設置はされているんですけども、しっかり機能しているところっていうのは実は少ないというふうに思っております。

多くがやはりすべてが自治体主導でこの協議会の運営を行うと、なかなか本当のニーズを掘り起こしたりというようなところがうまく機能してこない。また、設置はしているけども、1年に1回ちょこっと集まって終わってしまうと、そういったような事例も見受けられております。

せっかく本町において、しっかりじっくりこう時間をかけて設置に向けての協議をしているわけですから、設置をした後ですね、この自立支援協議会がしっかり機能を果たしていくためには、どのような協議組織にすべきか、でまた、どういったような運営を行うべきかというか、方針ですね、その辺を今の段階でどのようにお考えになっているか、それをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

空知管内の市町村からすると、遅く設置をすることになりますから、機能がしっかり強化できるような組織として作ってまいりたいということでございます。

障害のある人が、地域で安心して生活を送るためには、やっぱり障害のある人や家族、介護者などが抱える問題などしっかり把握をする。

そして、その身近に把握をしながらその問題解決のために相談しやすい体制、立ち寄りやすい体制、いつでも行ける、気軽に相談できる体制である。今、虹の方もそのように適切に対応していただき、一昨年から昨年を見ると、その相談件数がもう激増しているという状況になっており、相談しやすい体制になっていることに、非常にありがたいというふうに町としても考えております。

そういった機能を充実拡大できるように、いろいろ問題を抱えてる人方のニーズを確認しながら、その人が新十津川が安心して住みやすい、そういう環境にできるように、関係機関ともしっかり様々な協議体制、相談体制、それぞれの役割を担いながら、しっかりやっていくことが必要であるということを申し上げさせていただき、当然、専門職という部分の役割必要になってまいります。

で、いつかの議会でもお話をさせていただきましたけども、その福祉士を役場の方にも設置をすると、職員として採用するという話も話をさせていただきましたので、そういう福祉士の機能、そして民間の機能、それぞれの役割、専門的な見地から、障害のある人方が安心して生活できることを構築する自立支援協議会を設置をしていくことを申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員再々質問ございますか。

それでは、再々質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今ほどのように、ぜひ、しっかり機能できるような自立支援協議会を作っていただきたいというふうに思っております。

本町は、ほかの町よりはいち早く基幹相談センターは設置しております。今、町長がお話があったように、明和会の虹の方では、町内だけではなくて、ここら辺の管内の様々な障害のある方の相談を受けております。

そこで今、一つ提案なんですけれども、実はこの自立支援協議会、やはりその障害の部分に特化した協議会というふうになると、意外とその情報という部分では狭いということから、小規模自治体でこの自立支援協議会を運営していくということは、ちょっと限界があるという市町村も見られております。

そこで、本町においては、せっかく他市町村の課題を相談として受けている相談支援センターがありますので、例えば、雨竜町、浦臼町、新十津川町、真ん中の新十津川町を基幹相談支援センターとして、例えば、3町の広域での自立支援協議会、そういったことも視野に入れていく必要があるかなというふうに思っております。

ただ、浦臼町や雨竜町は、とりあえず自立支援協議会は単独で設置しているという状況ですけれども、どのような運営状況になっているかというの、ぜひ、ちょっと調べてい

ただいて、もし双方、小規模自治体でなかなか運営に課題があるという状況であれば、本町の方からも、そういった提案をしてみてもどうかというふうに考えますが、最後に町長の考えをお聞きしたいと思います

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） ただ今、提案型のご質問だと、広域的な自立支援協議会を設置してはというようなご質問だというふうに受け止めております。

冒頭の4番議員さんの質問中に、浦臼が平成30年に設置をしたばかりというようなこともありますので、浦臼がどのように今年、機能的な活動の組織になっているかということもあるというふうに思いますので、今後、それぞれの隣町の状況がうまく聞き及ぶような機会があれば、そういったことを踏まえて、ただそこは、うちから直接的な言い方がうまく伝え方の問題もありますので、もう遅く設置する自体が、先に設置をした自治体に対して、どのような言い回しができるかということもありますから、よくその状況をうまく情報を得て、そういった広域的な機能がもし良いことになれば、町単独よりは広域ということも考えられますので、十分そういった現状を確認した上で検討させていただくことを申し上げ、再々質問のお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、以上で4番議員の一般質問を終わります。

次に、3番、鈴木康裕君。登壇の上、発言願います。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君） 議長のお許しをいただきましたので、私は、教育長に一般質問をさせていただきます。

表題にあるとおり、本町の文化活動の推進について、お伺いしたいと思います。

本町では、様々な文化団体や施設があり、それぞれ活動を行っております。秋には町民文化祭なども行われ、裾野は町民一人一人に広がっているとも感じられるところです。

また、今年は新十津川物語がNHKで再放送されたこともあって、開拓記念館や物語記念館を訪れた方々が飛躍的に増えたと聞いております。

しかしながら、各々の団体施設の運営に関しては、人材不足、予算不足などで年々厳しくなっているようであります。このような状況下で本町の文化活動は維持できるのでしょうか。

教育と文化施設の充実は子育て世代の関心事でもあり、定住促進にも大きく寄与するものであります。

今後の新十津川の文化活動のあり方について、今年の3月の予算委員会の中で青田議員からの質問にもございましたが、改めて教育長の見解を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは3番議員さんのご質問にお答えします。

現在、町内では、文化協会加盟団体8団体、文化関係自主団体12団体や子ども太鼓の鼓狸など、社会教育文化関係団体が活躍しているところでございます。

それぞれの団体は、それぞれの設立目的のもとで活動をしており、自主的な活動はもちろんのこと、ボランティア活動やイベントへの支援など、本町のまちづくりに欠かせない大きな担い手となっていただいております。

これらの団体活動により、地域の人と人が繋がりコミュニティの活性化に寄与しているとともに、郷土に愛着を持っていただいていることは、大変ありがたいことだと感じております。

3番議員さんがおっしゃるとおり、少子化、高齢化等に伴い会員数が減少傾向にあるということについては承知しておりますし、問題点もあるというふうに聞き及んではおりません。

会員数の減少については、本業が忙しい、余暇時間の過ごし方の変化など、現在における私達の生活の価値観や環境が大きく変化したことが要因によるものと推察しているところでございます。

しかしながらその一方で、団体の目的に沿って地道に活動を行い、近年会員数が増加傾向にあるものを例に出しますと、鼓狸などもございます。

鼓狸は、徳富太鼓が子供を対象に太鼓を指導し、平成8年に設立し、現在は当時の出身者が積極的に指導者として活動することにより活動も活発となっているところでございます。

また、先日の祭典巡行に同行された町無形文化財であります獅子神楽におきましては、役員や小学校の努力により、今年度、特別クラブ卒業生が3人入会し、また、中学生7人がOBとして参加していただきました。少ない人数ではありますが、後継者の育成につながっていると考えております。

そのほかの例といたしましては、会員減少を補うために、町外の方に参画していただき広域的なネットワークを活用しながら活性化を図っている団体もあるというふうに認識しております。地域間交流として大変素晴らしい取り組みであると感じているところでございます。

このような取り組みを広報などを通じて魅力発信することで、会員増につなげたいと考えているところでございます。

教育委員会としての今後を見据えた団体のあり方ではありますが、まずは各団体は、それぞれ目的を持って設立された自主的な団体でございますので、自ら検討、計画された事業内容については、その方向に沿って活発に活動を実施していただきたいと考えております。

また、私どもも各団体とともに課題を共有しながら問題解決に繋がる助言や支援を行いたく考えています。事業の企画、実施においては、社会教育主事を中心に、また社会教育委員の意見も得ながら、昨年度策定しました第7期社会教育実施計画を基に、円滑に活動が行える環境づくりを進めてまいります。

今ほど3番議員さんから質問のありました、予算不足ということについては、私どもにつきましては、各団体から予算不足というようなことについてはちょっと、そういうご意見を賜っていないことも、この場を借りて答弁とさせていただきます。以上、3番議員さんに対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 3番議員再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○3番（鈴木康裕君） 大変丁寧な答弁ありがとうございました。

社会教育の充実を図るために職員の方々が日々努力し、様々なアイデアを出しいろいろなことを実践していると、また、予算についても十分確保しているということをご説明伺いました。

しかし、先ほど申し上げましたように、後継者不足などの問題で活動がじり貧に陥って、そういうような事例もございます。現状を何とかしなければならぬのではないかと、そう思う次第です。

こんな事例もございます。

兵庫県にある豊岡市は、ふるさと教育、英語教育にも力を入れて、幼児からネイティブの英語に触れる機会を多く用意しております。

しかしながら、いわゆる学力だけを延ばしても優秀な子供達ほど東京、都会に出ていってしまい、村はやせ細るばかりだと。今、文部科学省が進めるグローバル教育は、21世紀版の村を捨てる学力、いわば国を捨てる学力ではないかと。もっと共同体を豊かにするためには、その教育に本質を切り替えるべきだと、そういうふうに主張しております。

その一つの打開策としてこの豊岡市では、演劇的手法を使ったコミュニケーション教育を、市内39の小中学校で実施しているそうであります。演じることによって、自分自身を深く理解する。また、まちづくりと自己決定能力は車の両輪だと、そういうことを言って憧れだけでは東京とか都会には行かせないと、そういうのがテーマで、18歳までに自分の進みたい道を選び取ると。または、最善の選択を自分で考える力が必要だと。それだけの教養を身につけるために、18歳までに世界一流のアートに触れさせるというのが文化政策の基本となっております。

何となく若者が都会に吸い寄せられるのもそういうわけではなくて、町自体の魅力を高め、若者達を引き寄せるものは、広い意味での文化だというふうに主張しております。

また、岡山県奈義町というところは、鳥取県との境にある人口6,000人余りの山村であります。2014年度の合計出生率が2.81という数字を記録しております。隣の津山市のベッドタウンであるということもございしますが、子育て支援の環境が充実しているなどと、いろんな素晴らしい要素はございますが、何といたってもここは横仙歌舞伎という農村歌舞伎を守り続けて、子供歌舞伎を毎年実施しているところに特色があります。小学3年生は全員学校で歌舞伎を体験することになっており、また、80人の役場の職員の中には歌舞伎の専門員も2人置いていて、シーズンになれば松竹歌舞伎の研修に出かけるということでもあります。

人口6,000の町ながら、ここには磯崎新の建築等の素晴らしい現代美術館と図書館があり、その周りを児童がかけ回ってる、小さいながらとにかく文化的な厚みのある町だということでもあります。

このような事例がございますので、我が町でも文化活動を推進し、特に先ほど言われたように獅子神楽、太鼓などを推進して、魅力ある生活を創造し、文化的要素でつながる緩やかな地域共同体を目指してはどうかと、そういうふうに考えますが、教育長はどのようなお考えか、お聞かせ願えればと思います。よろしくお願ひします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 3番議員さんの再質問にお答えいたします。

いろいろな本物の芸術に触れるということが大切だということ、質問のご意見もあったかなと思ってます。

そのような中で、今年度の教育行政の施策の一端を述べさせていただきますと、10月に風の美術館でいろいろ創作、活躍していただいております世界的な彫刻家デザイナーである五十嵐威暢先生が、10月に札幌の芸術の森で作品展を開催する。このことについては、過日の北海道新聞でも広告も掲載していたところでございますが、そのような中で、とっぴ子どもゆめクラブの子供達にそちらの方にまず見学に行っていたいただきたいと思いますし、また、町民にも募集をかけて本物の芸術に、ぜひ、町の方で募集を広報でして、その期間中10月から11月までの期間中に、新十津川を拠点として先生方の芸術に触れていただきたいと思います、そういうようなことで考えているところでございます。

また、雨竜町との芸術鑑賞を通じて、毎年、学校の方で学校教育の方でも、そういう毎年今年のテーマはこういうものを鑑賞していただいて、子供達にいろんな情操教育、文化教育をしたいということで雨竜町と連携しながら小学校、中学校、いろいろ芸術鑑賞の内容も毎年決定し芸術鑑賞を推進していると。そのような中で、今後も取り組んでいきたいと考えているところでございます。

そのような中で、学校の授業の中はそのような形で推進していきたいと思っておりますし、また、社会教育の部分では今ほど最初に述べたように、町民を対象に子供達から一般町民を対象に、本当の芸術に触れて、そのような中で、文化振興、芸術振興に努めてまいりたいと考えていることを申し上げ、3番議員さんの再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

3番、鈴木康裕君。

○3番（鈴木康裕君） 今ほど10月、五十嵐さんの一流の芸術にも触れさせると、芸術鑑賞についてもいろいろ行うということをお聞きしました。

かぜのびで芸術活動を確かに広めています、やはり新十津川、十津川郷の災害によってできた町でもあり、移住後も数々の災害に見舞われながら、それを克服して乗り切ってきた歴史がありますので、その歴史を受け継がれて伝統の芸能の中にも困難に打ち勝つと言いますか、そういう精神をもう一度、教育の中に受け継いでいったらどうかと、そういうふうに思うところでございます。

先ほど申し上げたように、獅子神楽とか太鼓とか踊り、それぞれ入会者も増えているということをお聞きしましたけれども、ますますこの活動を、やっぱり本質的なところを広めていただけて、本町での更なる文化活動の推進を願うところ、そういうふうに思っております。

このようなちょっと特化したような言い方になるかもしれませんが、教育長のお考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 3番議員さんの再々質問にお答えします。

本町の類稀な開拓の歴史を十分踏まえた中で困難に打ち勝つと、そういうようなことの教育が大切だということで、いわゆる芸能の発表や何かの場面の学習の場として例に出し

ますと、昨年、新十津川小学校の学芸会で、6年生が新十津川の剣道を通じた開拓の歴史の方を題材にして、歴史があって今日があるということを6年生が学芸会でそういう教育の場で披露していただきました。

また、中学校においても、学校祭や何かでいろいろそういう発表の場で、いろいろ行っておりまして、そういう機会を通じて本町の歴史、伝統、大切なことを学校教育でも行っておりますし、そのような中で、またいろいろ今ほどいただきましたご意見も参考にしながら、学校教育、社会教育で更にそういう意識を醸成するにはどうしたらいいかということで検討を進めていきたいと、そのように考えています。

そんな中で、そのようなことを申し上げ再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、以上で鈴木康裕君の一般質問を終わります。

次に最後になりますけれども、5番、白石昇君。登壇の上、発言願います。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） それでは議長の許可がございましたので、私の一般質問をしたいと思えます。

まず、今回は1点でございます。

新規就農への取組みという表題でありまして、総合戦略の中で新規就農に関する目標ということで、平成27年からの5か年で新規就農者を50人増やすと。そして、現在は23名と、今年の新規就農者を含めて26名と過半数を超えたということでありまして。

そうしたことで、新規就農は二つのパターンがあると思っております。

親からの経営継承という部分と、全く新しく農業にチャレンジをするという、そういう形がありまして、私がここで町長にお伺いをしたいのは、全く新しい新規就農ということがなかなか進まないという実情であります。

経験継承とは違いまして、新規就農の全く新しい就農者が進まないということは、農業者の数が少しずつ減っていくという形になるかと思っております。それで今後、新たに農業を始める人の数が非常に少ない中で、このこういった状況をまず町長はどのようにお考えになっているのかということをお伺いしたいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは5番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の内容にございましたとおり、平成27年10月に策定をいたしました総合戦略において、安定した雇用創出を目指し、基幹産業である農業の就労環境の整備、向上を図るべく、平成27年度から31年度までの5か年で50名の新規就農者を目標とさせていただきます。

年度別の新規就農者数の実績でございますが、平成27年度7名、平成28年度6名、平成29年度10名で、この3年間で23名が就農をいたしました。また、行政報告でもお知らせしましたとおり、去る8月10日に平成30年度の新規就農者激励会が開催され、新たに3名が新規就農者となりましたので、新規就農者数の合計は、今ほどご質問の中にありましたとおり26名となったところでございます。目標の50名は、平成31年までの新規就農者数ですので、達成は極めて厳しいものと認識をしております。

しかしながら、現在のところは新十津川町内の農地の引き受け手はしっかりおり、耕作放棄地の発生につながるような事には至っていない状況になってございます。

次に、参考としてでありますけれども、北海道内における新規就農者の状況を説明させていただきたいと思っております。

平成29年度において道内では、569名の方々が新規就農されました。このうち親から経営を受け継ぐ形態の親元就農が444名。新たに農業を始める独立、自営就農が約2割の125名となっております。

地域別では空知管内と十勝管内の新規就農が最も多い97名で、続いて、上川管内の91名となっております。空知管内の97名は、平成28年度と比較し15名増加しており、内訳としまして親元就農が87名、独立、自営就農が10名となっております。なお、独立、自営就農は初期投資が少なく済む野菜の栽培による就農が近年増加傾向にあります。

本町の就農形態の状況は、平成27年度から今年度までの4年間の新規就農者26名のうち、親元就農が24名。独立、自営就農が2名という状況であり、ご質問の内容のとおり本町においては、独立、自営就農が非常に少ない状況でございます。

この要因といたしましては、本町はご承知のとおり水稻の作付が主であり、水稻栽培は農地の取得や農業機械などの初期投資に多額の費用が必要であることが挙げられます。また、農地については、経営の安定のため一定規模の面積を希望していることから、地区の担い手への集積が進められており、この状況は当面続いていくものと想定をしております。独立、自営就農の数は少ないものの、親元就農を含め新規就農者の割合では、平成27年度から平成29年度までの3か年平均では、北海道の平均を上回っております。3年間で21名が親元就農という実績は、引き継ぐことができる農業経営を実践しているということであり、本町の基幹産業である農業が守られるという観点から非常に喜ばしいことだと考えております。

先程申し上げました本町の独立、自営就農の2名につきましては、新規就農者技術修得センターにおいて2年間の研修を行ったあと就農し、平成29年度から本格的に施設園芸農業を行っておりますが経営も安定しており、本町農業の新規参入の成功事例であると考えております。

修得センターについては、施設園芸作物を中心とした研修施設として機能を充実するため、今年度においては、しいたけハウスを増設し冬場の雇用につなげるとともに、堆肥の施用等を行い、研修施設として有効に活用できるよう進めているところでもございます。

新規就農者に対する国の支援制度としましては、農林水産省が所管する就農前の研修支援や就農直後の経営確立支援を目的とする農業次世代人材投資資金制度がございます。

本町では、平成25年度から8名の新規就農者がこの制度を活用しており、毎年度2回の就農状況報告と面談を実施し、各農業関係団体が協力しながら生産や経営に関する助言を行うなど、就農のサポート体制を整えております。

また、ピンネ農業公社を中心として新規就農者に対し、就農前や就農後の様々な支援事業を展開をしているところでございます。

今後も町内の農業関係者との連携により新規就農者への支援を継続し、安定した経営につなげるとともに、農業を志す者が国民生活の根幹である食糧生産にやりがいを感じられるよう農業の魅力を発信しながら新規就農者を確保し、本町の基幹産業である農業の持続、

発展に努めてまいることがを申し上げ、5番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 5番議員再質問ございますか。

再質問を許します。

○5番（白石昇君） それでは再質問でございますけれども、大変丁寧なお答えで、再質問のネタを大分削られてしまったような気がいたします。

実は、今年からスマート農業という形が始まったと思います。ハード面とソフト面といういろいろと形があるというふうに、実際にもう既に進んでいるわけでありましたけれども、我が町の基幹産業あるいは園芸を中心とする新規就農者に対するスマート農業をどのように取り入れていくのかということ、しっかりと協議をしながらサポートしていただきたいということ、これをお願いということでございます。

それから、園芸作物というのは、消費者のニーズがもう、1年変わることによって相当変わってくるわけなんですね。名前も聞いたことのないような野菜ありますかとか、そういう質問されることが何回もあって、たまたま梶谷君がいろんなそういう取り組みをしていて、2、3の作物があったという事例があります。新たなやっぱり食育がどんどん変わっていったということを頭の中に入れて、やっぱり関係機関と協議をしながら進めていってほしいなと、そのように思ったわけでございます。

それから、まったくの新規就農者が成功を見るには、やはり地域にいろんな仲間づくり、そして、地域のやっぱり連帯の中に溶け込んでいけるような体制というのが一番大切かと思っておりますけれども、そういったところを町長はどのように考えているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、ちょっと後ろの方からお答えさせていただきますが、まず仲間づくりは本当に必要不可欠であるというふうに思っております。

農協では農協青年部という組織があって、非常に農協青年部の組織のいわゆる連携、仲間づくりっていうことは、非常に円滑にいてございまして、新規就農者の激励会においても、その青年部の役員が出席をし、この青年部がいろんなそういう若手の農業者に対する、新規就農者に対するサポート、相談をする。親に聞きづらいことに対しても、青年部が成り代わって、いろんなそういう相談にのってくれるという、本当に素晴らしい青年部であるというふうに認識をしておりますし、その仲間づくりが裾野が広まって、将来の担い手へと本当に成長していく大きな基盤となるのではないかなというふうに思っております。この青年部の組織を有効に活用をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、野菜作りの面であります。今、札幌の方に出向いての直売、今年9回実施をしていただき、非常に都会、札幌市内の方々に評価を得ているということ伺っております。そういった中で新十津川は稲作地帯ではございますけれども、やはりその補完をする野菜も必要に高く、安全でおいしい、そして生産者の顔の見える野菜となっていることから、高く評価を受けているものというふうに思っております。

そういったことを更に広めていただきたいというに考えておりますし、とりわけ今、新規就農者の話題から園芸作物の方にちょっと関連をしてございますので、そのことについては、ピンネ農業公社がいろんな部分で、野菜の作付けに係る新規就農者の、いわゆる技術指導、さらには、農地を賃借する部分の支援などもございますので、そういったことも含めながら園芸作物へ広めていく、そういう基盤を周知をしながら、基盤を広げていければなというふうに考えているところであります。

ちょっと最初の質問が最後になりましたけれども、新規就農者全体の数が目標の数に到達をしていない、到達をしないという現状もございまして、その新十津川の優良農地をどのようにしっかり持続可能な農業として、維持をしていくかということもあって、今年からスマート農業を少しずつ推進をさせていただいているところでございまして、この農業の効率化や省力化につながるこのスマート農業が、今後、必要不可欠であるというふうに考えております。

農業関係団体、機関とも十分連携を図り、そしてまた、農業者の人数に合った取り組みをしっかりと次年度以降にも継続して拡大をしていきたいということを申し上げ、今、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、5番議員よろしいでしょうか。

それでは、以上で白石昇君の一般質問を終わります。

ここで15時25分まで休憩いたします。

(午後 3 時15分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後 3 時25分)

◎議案第41号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7として、議案第41号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第41号、11ページをお開き願います。

平成30年度新十津川町一般会計補正予算第5号。

平成30年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,095万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億8,778万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第41号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第5号について、内容をご説明申し上げます。

20ページ、21ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみご説明申し上げます。総括、歳入。

12款、分担金及び負担金。補正額104万7千円、これは、老人福祉施設入所措置費本人扶養義務者負担金39万5千円と、給食センター調理機器購入に係る雨竜町分の負担金65万2千円の合計額でございます。計6,578万9千円。

14款、国庫支出金。補正額1,000万円、これは、国の木質バイオマスボイラー導入に係る調査補助金でございます。計3億4,386万8千円。

16款、財産収入。補正額2,499万9千円、これは、町有地売却に係る収入でございます。計6,336万4千円。

18款、繰入金。補正額減額の1,009万5千円、これは、財源調整に係る財政調整基金の減額でございます。計4億8,360万1千円。

21款、町債。補正額4,500万円、これは、現年度発生単独災害復旧事業債でございます。計7億960万円。

歳入合計。補正額7,095万1千円、計62億8,778万8千円。

次に、歳出でございます。

2款、総務費。補正額380万8千円、計7億5,315万2千円。財源内訳、一般財源380万8千円でございます。

次、3款、民生費。補正額190万4千円、計8億4,685万4千円。財源内訳は特定財源、その他で39万5千円、一般財源150万9千円でございます。

6款、農林水産業費。補正額1,017万1千円、計5億2,027万9千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,000万円、一般財源17万1千円でございます。

7款、商工費。補正額680万8千円、計2億6,671万4千円。財源内訳、一般財源680万8千円でございます。

10款、教育費。補正額326万円、計5億3,385万5千円。財源内訳、特定財源、その他で65万2千円、一般財源260万8千円でございます。

11款、災害復旧費。補正額4,500万円、計6,885万1千円。財源内訳、特定財源、地方債で4,500万円。

歳出合計。補正額7,095万1千円、計62億8,778万8千円。財源内訳は特定財源で国道支出金1,000万円、地方債4,500万円、その他104万7千円、一般財源は1,490万4千円でございます。

次に、19ページにお戻り願いたいと思います。

地方債補正について、ご説明を申し上げます。変更でございます。

起債の目的、現年度発生単独災害復旧事業債。補正前限度額990万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率5パーセント以内。償還の方法は、ここに記載のとおりでございます。補正後限度額5,490万円。起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。

次に、歳出の内容について、ご説明を申し上げます。

32ページ、33ページをお開き願いたいと思います。

2款1項1目一般管理費。補正額7万3千円、計3,430万円。財源内訳は一般財源7万3千円。内容を申し上げます。事業番号22番、新十津川町特別職職員報酬等審議会開催事業7万3千円。これは、議会議員等の報酬の改定に当たり、その諮問に応じて審議会を開催するのに必要な委員報酬等を計上するものでございます。

次に、3目財産管理費。補正額250万6千円、計3億4,639万9千円。財源内訳は一般財源250万6千円。内容を申し上げます。事業番号8番、庁舎建設事業250万6千円。これは、庁舎建替えに伴い、西側車庫に隣接する震度情報ネットワーク震度計の移設が必要となったため、その移設費を計上するものでございます。

次に、10目諸費。補正額122万9千円、計1億9,013万1千円。財源内訳、一般財源122万9千円でございます。内容を申し上げます。事業番号6番、税等還付金122万9千円。これは、平成29年度障害者自立支援給付費等道費負担金の精算に伴う還付金を計上するものでございます。

次に、34ページ、35ページをお開き願います。

3款1項2目高齢者福祉費。補正額190万4千円、計1億9,193万5千円。財源内訳、特定財源、その他で39万5千円。一般財源150万9千円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、老人福祉施設入所措置事業190万4千円。これは、養護老人ホーム入所措置費を当初2名分計上しておりましたが1名増加したため、その増加分について増額補正計上するものでございます。

次に、36ページ、37ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額17万1千円、計3億8,972万8千円。財源内訳、一般財源で17万1千円でございます。内容を申し上げます。事業番号22番、大雪対策融雪促進事業17万1千円。これは、農業者に対する融雪剤購入助成に係る不足分を計上したものでございます。

次、2項1目林業振興費。補正額1,000万円、計3,718万円。財源内訳、特定財源、国道支出金で1,000万円。内容を申し上げます。事業番号11番、木質バイオマスボイラー導入検討事業1,000万円。これは、ふるさと公園内に木質バイオマスボイラーを導入するために、その事業性を評価する調査に係る経費を計上するものでございます。

次に、38ページ、39ページをお開き願います。

7款1項1目商工振興費。補正額400万円、計6,442万9千円。財源内訳、一般財源400万円でございます。内容を申し上げます。事業番号10番、中小企業者応援事業400万円。これは、本町中小企業者応援条例に基づきます助成について、当初予算を超える申請があったため、その不足分を計上するものでございます。

次に、2目観光振興費。補正額280万8千円、計1億3,871万1千円。財源内訳、一般財源280万8千円でございます。内容を申し上げます。事業番号15番、ふるさと公園地下水

揚水設備更新事業280万8千円。これは、ふるさと公園内の地下水揚水ポンプが故障し、その利用者でありますグリーンパークしんとつかわが復旧をいたしました。その復旧に要した経費について、町が負担するための経費を計上するものでございます。

次に、40ページ、41ページをお開き願います。

10款5項3目学校給食運営費。補正額326万円、計1億349万8千円。財源内訳、特定財源、その他で65万2千円、一般会計260万8千円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、学校給食センター管理事業326万円。これは、給食センターで使用しておりますマイコンスライサーが故障し、修理不能なことから、新たに購入するための費用を計上するものでございます。

次に、42ページ、43ページをお開き願います。

11款1項1目単独災害復旧費。補正額4,500万円、計6,256万円。財源内訳、特定財源、地方債で4,500万円。内容を申し上げます。事業番号1番、公共土木施設単独災害復旧事業4,500万円。これは、平成30年度融雪災害における復旧工事に係る経費を増額補正するものでございます。対象といたしましては、墓地谷川、ヌタップ川、学園沢川の3川の工事が対象になります。

以上が、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第5号の内容説明でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第41号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第42号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第42号、財産の処分についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第42号、45ページをお開き願います。

財産の処分について。

町は、次のとおり土地を売り払う。

1、所在、新十津川町字弥生5番1。2、種目及び数量、雑種地2万3,469平方メートル。3、売払いの目的、工業団地内の造成地の処分。4、契約の方法、随意契約。5、売払価格2,500万円。6、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央309番地7、株式会社浅井総行、代表取締役、浅井幸範さんでございます。

次に提案理由を申し上げます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。株式会社浅井総行は、運送事業を営んでおりますが、現在使用している用地が冬季間手狭となるため、より大きな土地を求めたいとして、本年6月、本件土地の購入について照会があり、協議を進めてきたところではありますが、先般、土地購入に係る条件の合意がなされましたので、平成30年8月8日付けで仮契約の締結に至っ

たものでございます。

なお、売払価格につきましては、平成20年度に売却した隣接地の売却価格及び近年の土地価格の情勢を参考として、1平方メートル当たり1,065円となっております。

以上を申し上げ、提案理由及び内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第42号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎一括上程の議決

○議長（長谷川秀樹君） ここでお諮りいたします。

次に上程いたします日程第9から日程第13までの案件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、認定第1号、平成29年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

日程第10、認定第2号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第11、認定第3号、平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第12、認定第4号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第13、認定第5号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、一括議題とすることに決定をいたしました。

◎認定第1号から認定第5号の上程、概要説明、質疑、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） それでは認定第1号から認定第5号につきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、ただ今上程いただきました認定第1号、平成29年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第5号の平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を一括上程していただきましたので、会計ごとに提案内容を申し上げたいと思います。

それでは、47ページをお開き願います。

認定第1号、平成29年度新十津川町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成29年度新十津川町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、一般会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。歳入総額70億9,892万4,149円。歳出総額68億4,702万6,795円。歳入歳出差引残額2億5,189万7,354円。うち基金繰入額1億3,189万7,354円。

- 2、一般会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。
- 3、実質収支に関する調書、別冊。
- 4、財産に関する調書、別冊。
- 5、町債の現在高と償還額、別冊でございます。

続きまして、49ページ。

認定第2号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

- 1、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額でございます。歳入総額4億3,412万580円。歳出総額4億2,873万1,451円。歳入歳出差引残額538万9,129円。うち基金繰入額0円。

- 2、国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。
- 3、実質収支に関する調書、別冊。
- 4、財産に関する調書、別冊でございます。

続きまして、認定第3号、平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

- 1、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。歳入総額1億668万3,863円。歳出総額1億656万3,263円。歳入歳出差引残額12万600円。うち基金繰入額0円。

- 2、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。
- 3、実質収支に関する調書、別冊でございます。

続きまして、認定第4号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

- 1、下水道事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。歳入総額1億6,801万8,859円。歳出総額1億6,787万9,859円。歳入歳出差引残額13万9千円。うち基金繰入額0円。

- 2、下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。
- 3、実質収支に関する調書、別冊。
- 4、町債の現在高と償還額、別冊でございます。

続きまして、認定第5号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。歳入総額3,250万556円。歳出総額3,250万556円。歳入歳出差引残額0円。うち基金繰入額0円。

2、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、町債の現在高と償還額、別冊でございます。

なお、総括概要でございますけれども、会計別決算総括表等については、副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計決算概要について説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは上程いただきました認定第1号から第5号までの平成29年度一般会計ほか4つの特別会計の決算概要につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の各会計決算書1ページをお開き願いたいと思います。

1、総括概要。町制施行60周年の節目を迎えた平成29年度は、住んで良かった町、住んでみたい町、新十津川の実現に向け、第5次新十津川町総合計画に掲げられている政策と合わせて、その実現に向けた取り組みを進めました。

日本経済は、アベノミクスの取り組みの下、穏やかな回復基調が続いており、雇用情勢が一段と改善する中で賃金は緩やかに上昇していますが、地方では、物価上昇に対して消費者の節約志向が高まり、消費の低迷が長引いている状況です。このような先行きの不透明な状況の中、地域経済に波及効果をもたらすための積極的な公共投資と、安定した行財政運営の維持を両立するため、限られた財源の効率的な配分を行うとともに、平成31年度から始まる役場庁舎建替えを踏まえ、基金への積立を進めるなど将来を見据えた財政基盤の強化に努めました。

歳入については、町税等の適正な課税・徴収、国・道支出金の積極的な活用、財政支援措置のある地方債の選択等、有利で確実な財源の確保に努めました。

歳出については、効率化の徹底を前提とした計画的な事業執行に努めるとともに、補正予算により弾力的な対応も図ってまいりました。

2ページ、3ページをお開き願います。

各会計別の決算の状況につきましては、2、会計別決算総括表でお示しをさせていただきます。一般会計。

歳入。予算額70億4,731万7千円、調定額71億744万5,799円、収入済額70億9,892万4,149円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額41万5,743円で、内訳は、町税28万94円。財産収入13万5,649円でございます。収入未済額810万5,907円。内訳を申し上げますと、まず1款、町税519万5,003円で、この内訳は、町民税の滞納繰越分41万5,246円、固定資産税の現年課税分89万4,590円。滞納繰越分382万8,167円。軽自動車税の現年課税分2万4,900

円。滞納繰越分3万2,100円でございます。13款、使用料及び手数料281万2,204円で、その内訳は、使用料280万7,044円。手数料5,160円でございます。20款、諸収入9万8,700円で、これは貸付金元利収入でございます。予算に対する増減は、5,160万7,149円の増、執行率100.7パーセント、収入率99.9パーセントでございます。

一般会計歳出でございます。支出済額68億4,702万6,795円、翌年度繰越額ゼロ、不用額2億29万205円、執行率97.2パーセント、歳入歳出差引額2億5,189万7,354円となります。続きまして、国民健康保険特別会計。

歳入でございます。予算額4億3,002万1千円、調定額4億3,722万3,113円、収入済額4億3,412万580円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額310万2,533円は、1款、一般被保険者国民健康保険税でございます。予算に対する増減は、409万9,580円、執行率101.0パーセント、収入率99.3パーセント。

歳出。支出済額4億2,873万1,451円、翌年度繰越額ゼロ、不用額128万9,549円、執行率99.7パーセント、歳入歳出差引額538万9,129円となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計。

歳入。予算額1億730万6千円、調定額1億668万3,863円、収入済額1億668万3,863円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額ゼロ、予算に対する増減は、62万2,137円の減、執行率99.4パーセント、収入率100パーセントでございます。

歳出。支出済額1億656万3,263円、翌年度繰越額ゼロ、不用額74万2,737円、執行率99.3パーセント、歳入歳出差引額12万600円となります。

続きまして、下水道事業特別会計。

歳入。予算額1億7,166万4千円、調定額1億6,941万8,743円、収入済額1億6,801万8,859円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額11万6,502円、これは、2款、下水道使用料滞納繰越分でございます。収入未済額128万3,382円で、この内訳は、1款、分担金及び負担金の受益者負担金滞納繰越分122万400円。2款、使用料及び手数料の下水道使用料6万2,982円でございます。予算に対する増減は、364万5,141円の減、執行率97.9パーセント、収入率99.2パーセントでございます。

歳出。支出済額1億6,787万9,859円、翌年度繰越額163万9千円、不用額214万5,141円、執行率97.8パーセント、歳入歳出差引額13万9千円となります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計。

歳入。予算額3,382万7千円、調定額3,253万9,342円、収入済額3,250万556円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額3万8,786円で、これは、1款、使用料及び手数料の下水道使用料滞納繰越分でございます。予算に対する増減は、132万6,444円の減、執行率96.1パーセント、収入率99.9パーセント。

歳出。支出済額3,250万556円、翌年度繰越額ゼロ、不用額132万6,444円、執行率96.1パーセント、歳入歳出差引額ゼロとなります。

次に、各会計ごとの決算概要を申し上げます。

まず初めに、一般会計の決算の概要について申し上げます。11ページをお開き願います。

本会計は、歳入70億9,892万4千円、執行率100.7パーセント、歳出68億4,702万7千円、執行率97.2パーセントで、差引き2億5,189万7千円の黒字決算となりました。

予算の執行にあたっては、適正な財源確保に最大限努力するとともに、消費的経費の節

減など効率的な歳出の執行に努めた結果、所期の目的を達成することができました。

歳入について大別してみますと、町税、使用料及び手数料、財産収入等の自主財源は全体の25.1パーセント、地方交付税、地方譲与税、国・道支出金、町債等の依存財源は74.9パーセントとなっています。

自主財源の内訳は、町税5億8,888万8千円、構成比8.3パーセント、分担金及び負担金5,922万4千円、0.8パーセント、使用料及び手数料1億2,691万4千円、これは1.8パーセント、財産収入3,726万8千円、0.5パーセント、寄附金1億1,460万7千円、1.7パーセント、繰入金5億939万1千円、7.2パーセント、繰越金1億5,492万2千円、2.2パーセント、諸収入1億8,157万8千円、2.6パーセントとなっています。

依存財源の内訳は、地方交付税31億6,981万3千円、これは44.7パーセント、地方譲与税1億930万2千円、1.5パーセント、交付金関係1億5,876万5千円、2.1パーセント、国・道支出金9億1,004万9千円、12.8パーセント、町債9億7,820万3千円、13.8パーセントとなっています。

歳出の内訳は、議会費5,118万5千円、0.7パーセント、総務費16億4,236万9千円、24.0パーセント、民生費7億9,621万9千円、11.6パーセント、衛生費4億9,025万7千円、7.2パーセント、労働費63万4千円、0.0パーセント、農林水産業費7億4,625万1千円、10.9パーセント、商工費1億8,555万5千円、2.7パーセント、土木費7億4,578万1千円、10.9パーセント、消防費1億9,330万8千円、2.8パーセント、教育費4億1,095万9千円、6.1パーセント、災害復旧費3,785万4千円、0.5パーセント、公債費7億1,282万3千円、10.4パーセント、職員費8億3,383万2千円、12.2パーセントとなっています。

次に、194ページをお開き願います。

5、実質収支に関する調書。

一般会計。

1、歳入総額70億9,892万4,149円。

2、歳出総額68億4,702万6,795円。

3、歳入歳出差引額2億5,189万7,354円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。

5、実質収支額2億5,189万7,354円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額1億3,189万7,354円。

次に、国民健康保険特別会計の決算の概要を申し上げます。195ページをお開き願います。

本会計は、歳入4億3,412万円、執行率101.0パーセント、歳出4億2,873万1千円、執行率99.7パーセントで、差引き538万9千円の黒字決算となりました。

歳入の内訳は、国民健康保険税2億2,563万6千円、構成比52.0パーセント、手数料2万6千円、0.0パーセント、繰入金7,715万円、17.8パーセント、繰越金389万円、0.9パーセント、諸収入1億657万2千円、24.5パーセント、国・道支出金2,084万6千円、4.8パーセントとなっています。

歳出の内訳は、広域連合負担金3億5,341万5千円、82.4パーセント、広域連合負担金以外の総務費2,124万6千円、5.0パーセント、基金積立金5,345万8千円、12.5パーセン

ト、諸支出金61万2千円、0.1パーセントとなっています。

次に、216ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計。

4、実質収支に関する調書。

1、歳入総額4億3,412万580円。

2、歳出総額4億2,873万1,451円。

3、歳入歳出差引額538万9,129円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。

5、実質収支額538万9,129円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げます。217ページをお開き願います。

本会計は、歳入1億668万4千円、執行率99.4パーセント、歳出1億656万3千円、執行率99.3パーセントで、差引き12万1千円の黒字決算となりました。

歳入の内訳は、後期高齢者医療保険料7,131万8千円、構成比66.8パーセント、手数料4千円、0.0パーセント、繰入金3,526万7千円、33.1パーセント、諸収入8万5千円、0.1パーセント、繰越金1万円、0.0パーセントとなっています。

歳出の内訳は、総務費109万5千円、構成比1.0パーセント、後期高齢者医療広域連合負担金1億540万1千円、98.9パーセント、諸支出金6万7千円、0.1パーセントとなっています。

次に、230ページをお開き願います。

4、実質収支に関する調書。

後期高齢者医療特別会計。

1、歳入総額1億668万3,863円。

2、歳出総額1億656万3,263円。

3、歳入歳出差引額12万600円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。

5、実質収支額12万600円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

次に、下水道事業特別会計の決算の概要を申し上げます。231ページをお開き願います。

本会計は、歳入1億6,801万9千円、執行率97.9パーセント、歳出1億6,788万円、執行率97.8パーセントで、差引き13万9千円となりました。

歳入の内訳は、受益者負担金17万4千円、構成比0.1パーセント、使用料6,472万3千円、38.5パーセント、国庫支出金196万円、1.2パーセント、一般会計繰入金9,935万8千円、59.1パーセント、諸収入30万4千円、0.2パーセント、町債150万円、0.9パーセントとなっています。

歳出の内訳は、下水道整備費1,693万円、10.1パーセント、下水道維持費2,678万8千円、15.9パーセント、公債費1億2,416万2千円、74.0パーセントとなっています。

次に、244ページをお開き願います。

4、実質収支に関する調書。

下水道事業特別会計。

1、歳入総額1億6,801万8,859円。

2、歳出総額1億6,787万9,859円。

3、歳入歳出差引額13万9千円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1) 継続費通次繰越額ゼロ、(2) 繰越明許費繰越額13万9千円、(3) 事故繰越し繰越額ゼロ、(4) 計13万9千円。

5、実質収支額ゼロ。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

次に、農業集落排水事業特別会計の決算の概要を申し上げます。245ページをお開き願います。

本会計は、歳入歳出共に3,250万1千円、執行率96.1パーセントの同額決算となりました。

歳入の内訳は、使用料783万2千円、構成比24.1パーセント、国庫支出金400万円、構成比12.3パーセント、繰入金2,066万9千円、63.6パーセントとなっています。

歳出の内訳は、農業集落排水事業費1,277万9千円、39.3パーセント、公債費1,972万2千円、60.7パーセントとなっています。

次に、256ページをお開き願います。

4、実質収支に関する調書。

農業集落排水事業特別会計。

1、歳入総額3,250万556円。

2、歳出総額3,250万556円。

3、歳入歳出差引額ゼロ。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。

5、実質収支額ゼロ。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上、一般会計ほか4特別会計の決算の概要について、ご説明を申し上げます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、認定第1号から認定第5号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

ここで監査委員より、審査の結果報告を願います。

山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本忍君登壇〕

○代表監査委員（山本忍君） お許しを頂きましたので、審査報告を申し上げます。

平成29年度の審査結果の報告を申し上げます。

審査の対象、審査の期間、審査の方法につきましては、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

次に、審査の結果について申し上げます。

審査に付された平成29年度の各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令の様式を備えており、これらに表示された計数は、正確で内容も適正であると認められた。

また、予算の執行及び行財政運営については、総じて適切であると認められた。

次に、決算の概要については、記載のとおりでございますので省略させていただきます。審査意見を述べます。12ページをお開きください。

最初に一般会計ですが、決算額等につきましては、記載のとおりでありますので省略し、中段から記載しています意見について述べます。

収入及び支出は、いずれも合法的に行われており、一時的な資金不足も発生せず、財政運営についても計画的に行われているものと認める。

町税は、昨年度に比して収納率が改善し、引き続き高い数値を維持している。特に町民税の現年度課税分の徴収率が100パーセントとなったことは、徴収業務の組織的な取り組みの成果であると評価する。

また、公営住宅使用料についても、現年度分の収納率は99.43パーセントと高い数値を示している。

しかし、滞納繰越分の収納率は、町税においては6.65パーセント、公営住宅使用料においては15.25パーセントと低い数値となっている。自主財源の根幹をなす町税、使用料等の収入確保は最優先課題である。

今後においては、債権管理に関する条例に基づき、引き続き債権の適正な管理に努められるとともに、全庁的な滞納対策体制を一層強化され、滞納発生後の迅速で適正な対応と負担の公平、公正の原則に立ち、悪質と判断される滞納者に対しては毅然とした収納姿勢を堅持し、収入未済額の縮減及び早期回収に一層努められたい。

また、農産物ブランド化の推進については、平成21年度から予算化され、平成29年度までの9年間で768万7千円が投入されたが、その投資的効果については十分に分析をし、今後のあり方について、検討する必要があると判断する。

また、財務に関する事務処理において、源泉所得税の納付遅延、中空知広域入所児童保護者負担金の賦課漏れ、国民健康保険事業基金の利息の歳入科目誤りなどのミスが発生している。

これは、グループ内のチェックや上司のチェックが希薄であり、決裁過程における緊張感を欠いた事務の結果である。これらのミスは、住民に対して決して受け入れられず、また今後、更なる失敗やミスを誘発する恐れすらある。

今後においては、再発防止に向けて種々の事務改善を行うとともに、職員一丸となって細心の注意を払い、業務に当たられたい。

なお、平成29年6月に地方自治法の一部が改正され、内部統制に関する方針が定められた。市町村は努力義務とされたものの職員が取り組む業務の目的を再認識し、職員個々の責任の所在を明確にすることにより、モチベーションを高め、積極的かつ前向きに職務に精励できるようにするためにも、今後、内部統制とはどのようなものか、また、それを強化するためにはどのような点を改善したらいいのかなどを職員全員で検討してもらいたい。

次に、特別会計ですが、決算額等につきましては、記載のとおりでありますので省略し、後段に記載しています意見について述べます。

各特別会計においては、より一層、経費の節減を図るとともに、今後とも効果的、効率的な事業執行に努められ、健全な運営を目指していただきたい。

最後にむすびとして述べます。

平成29年度の日本経済は、年度前半は緩やかな回復基調を維持したが、個人消費の一部に弱さが見受けられた。だが、平成28年度補正予算による経済対策に伴う公共投資による押し上げ効果に加え、輸出が好調に推移したことや、企業の設備投資が増勢を持続したことを受けて、企業部門主導での景気回復となった。

また、年度後半の景気は、世界経済の恩恵を受けて輸出が引き続き堅調に推移したほか、国内外の需要増加、人手不足などを踏まえた設備投資の進展などがみられ、緩やかな回復基調を維持した。

一方、平成29年度の道内景気は、災害復旧関連工事の発注増加に伴う公共投資による押し上げ効果に加えて、個人消費や設備投資を中心とした道内民間需要や、好調さが続く観光関連消費などから、全体としては持ち直し基調で推移した。

こうした中、総合戦略の2年目となった平成29年度は、人口減少に歯止めがかからない現状を打破するため、総合戦略の実現を目指した重点政策と第5次総合計画の目標に沿った事業が着実に推進された。

また、本町の財政状況は、財政健全化を図るため、財政基盤の強化に努め、行財政改革、地方債の繰り上げ償還などに取り組んだ結果、道内でも有数の健全な状況となっており、経常収支比率が74.1パーセント、実質公債費比率は単年度マイナス1.0パーセント、過去3年平均はマイナス0.8パーセントと低い数値を示し、また、実質収支においても黒字を達成している。

だが、今後の町の行財政運営を展望したとき、極めて厳しい環境は変わらない。人口減少時代に突入し、生産年齢人口の減少と急激な高齢化は、行財政運営を圧迫する大きな要因となることに加えて、公共施設等の老朽化に対しても、適正な維持管理など、施設の最適化を図っていく必要がある。

また、協働のまちづくりを進めて行くためにも、町は財務の信頼性、業務の有効性、効率性を一層確保し、住民からの信頼を高めることが肝要である。

これらの状況に鑑み、歳入にあつては、国や道などからの財源の確保、町税、使用料等の自主財源の確保、収入未済額の更なる縮減に加えて、新たな財源の模索にも努める一方、歳出にあつては、各施策や事業の緊急性、重要性等を見極めた上で、限られた財源の効率的、効果的な経費支出を図ることにより、最少の経費で最大の効果を上げることが今まで以上に求められる。

今後においても、国内外の社会経済環境をはじめ、大きな時代の流れを見誤ることなく的確に読み取り、組織の現状分析、改善を持続的に展開しながら、住民福祉の充実と向上を最優先とし、住んで良かった町、住んでみたい町、新十津川町にふさわしい唯一無二のまちづくりに精励されたい。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。

これより、決算概要についてのみ質疑を行います。

質疑のある方は、発言願います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第5号までの審査について、9月6日に議会運営委員長より、決算審査特別委員会を設置し、審議を行うとの報告がありました。

本件につきましては、議会運営委員長報告のとおり決算審査特別委員会を設置し、審議を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会を設置することに決定をいたしました。

決算審査特別委員会の構成につきましては、同じく議会運営委員長報告のとおり、議長及び監査委員に選任された議員を除く9名ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の構成は、議長及び監査委員に選任された議員を除く9名と決定をいたしました。

特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、互選となっております。

この後、休憩をいたしますので、休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、16時40分まで休憩いたします。

（午後4時27分）

○議長（長谷川秀樹君） 全員お揃いですので、休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後4時35分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩中に決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

決算審査特別委員会委員長に小玉博崇君。副委員長に西内陽美君。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

ただ今上程いたしております認定第1号から認定第5号までの決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第5号まで、決算審査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、報告第4号、平成29年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第4号、平成29年度新十津川町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度新十津川町健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

健全化判断比率。

実質赤字比率、バー。

連結実質赤字比率、バー。

実質公債費比率、マイナス0.8。

将来負担比率、バーでございます。

なお、内容につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただ今上程いただきました報告第4号、平成29年度新十津川町健全化判断比率の内容について、ご説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により行うもので、一般会計と特別会計に、一部事務組合や広域連合への負担金、分担金なども含めて、歳出の全てを対象として算定してございます。

数値の求め方を記しました説明資料を別添で用意いたしましたので、こちらの資料も併せてご覧いただきながら説明をさせていただきます。

右上に、報告第4号及び第5号説明資料と記された2枚ものの資料をご覧いただきたいと思っております。

健全化法においては、町の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、ここに記す四つの財政指標を健全化判断比率として定めております。

この四つの健全化指標は、いずれも町の標準財政規模に対する割合を基本に算出するものであります。

算定においては、町が標準的に収入しうる経常一般財源の大きさを示す標準財政規模と言われる数値が多く用いられますが、平成29年度の本町の標準財政規模を計算いたしますと、39億7,927万5千円となります。

初めに、赤字比率の関係でございます。

1、実質赤字比率は、町の一般会計に生じる赤字の大きさを、町の財政規模に対する割合で表したのですが、一般会計の実質赤字額はありませんので、なしということになります。

2、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計の全てに生じている赤字の大きさを、町の財政規模に対する割合で表したのですが、本町においては、全会計において赤字額がございませんので、なしということになります。

次に、資料の2ページをお開き願います。

3、実質公債費比率ですが、地方債の返済額、公債費の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、3か年の平均により求められます。

計算の方法は、一般会計、特別会計、一部事務組合の地方債の償還費などから、公営住宅使用料などの特定財源と、地方交付税に算入される償還費分を控除したものを分子とし、標準財政規模から、地方交付税算入される償還費分を控除したものを分母として算出することとなっております。

平成27年度から平成29年度まで、それぞれの年度の分を計算した結果が下の表となりまして、3か年平均の実質公債費比率は、マイナスの0.8パーセントとなりました。

なお、マイナス表記は、計画的な繰り上げ償還により、地方債の元利償還費と比較いたしまして、元利償還金の地方交付税算入分をはじめとする充当可能財源の額が大きいということの意味してございます。

この指標の早期健全化基準は、25パーセント以上というふうにされてございます。

次に、資料3ページをご覧ください。

4、将来負担比率でございますが、町の地方債など、現在抱えている負債の大きさを、町の財政規模に対する割合で表したものでございます。

計算の方法は、今後、町が償還、負担をしていかなければならない地方債のほか、職員の退職手当支給予定額などを含めた、町の将来的な負担額を分子とし、標準財政規模から、地方交付税算入される元利償還金分を控除したものを分母として算出することとなっております。

計算の結果でございますが、一番下段の米印の所にありますように、本町の場合は、充当財源が将来負担額を上回りますので、分子がマイナスとなり、将来負担比率は、計算上マイナス165.1パーセントとなり、将来負担比率は、なしという結果となります。

この指標の早期健全化基準というものは、350パーセント以上というふうになってございます。

以上、健全化判断比率の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ここで、監査委員より、審査の結果報告を願います。

山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本忍君登壇〕

○代表監査委員（山本忍君） 平成29年度新十津川町各会計に係る健全化判断比率の審査意見を申し上げます。

審査の概要、審査の対象、審査の期日、審査の手続きについては、省略をいたします。

審査の結果。

（1）総合意見。

審査に付された次の表に健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

健全化判断比率。実質赤字比率29年度決算、バー。早期健全化基準は15パーセント。

連結実質赤字比率29年度決算、バーです。早期健全化基準は20パーセントでございます。

実質公債費比率29年度決算、マイナス0.8パーセント。早期健全化比率25パーセントで

す。

将来負担比率29年度決算、バーです。早期健全化基準350パーセントでございます。

(2) 個別意見。

ア、実質赤字比率について。

平成29年度の一般会計等における実質収支額は、財政調整基金からの取り崩しもなく、2億5,189万7,354円の黒字決算で終えている。よって、実質赤字比率は算出されず、良好な状態となっている。

イ、連結実質赤字比率について。

平成29年度の一般会計、特別会計を合わせた実質収支額は、特別会計において所定の繰り入れをしたものの、2億5,740万7,083円の連結黒字決算で終えている。よって、連結実質赤字比率は算出されず、良好な状態となっている。

ウ、実質公債費比率について。

平成29年度の実質公債費比率は、これまでの有利な地方債の選択と繰上償還が功を奏し、マイナス0.8パーセントとなっている。早期健全化基準の25パーセントと比較すると、これを下回り良好な状態となっている。

エ、将来負担比率について。

平成29年度の将来負担比率は、債務負担行為設定を最小限に抑制し、地方債の繰上償還などにより実質的な将来負担額がないことから算出されず、良好な状態となっている。

(3) 是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はございません。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第4号、平成29年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎会議時間の延長

○議長（長谷川秀樹君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により予め延長いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は、延長いたします。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、報告第5号、平成29年度新十津川町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第5号、平成29年度新十津川町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度新十津川町資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

資金不足比率。

特別会計の名称、資金不足比率。

下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計、いずれも資金不足比率はバーでございませぬ。

なお、詳細につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただ今上程いただきました報告第5号、平成29年度新十津川町資金不足比率の内容について、ご説明を申し上げます。

資金不足比率につきましても、前号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算出するものでございませぬ。

先ほどご覧いただいた報告第4号及び5号説明資料の4ページ、資金不足比率算出資料の部分も併せてご覧ください。

資金不足比率は、下水道などの公営企業会計の経営悪化によって、一般会計に大きな影響を及ぼさないよう事前に確認するものでございませぬ。

本町においては、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計の2会計が報告の対象となります。

計算の方法につきましては、公営企業会計ごとの資金不足額を、それぞれの公営企業の事業規模で割って求めることとなっております。

本町においては、いずれの会計においても資金不足は発生しておりませぬので、なしとなります。

なお、この指標での経営健全化基準につきましては、都道府県、市町村とも20パーセント以上が該当となります。

以上、資金不足比率の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ここで、監査委員より、審査の結果報告を願います。

山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本忍君登壇〕

○代表監査委員（山本忍君） それでは、平成29年度新十津川町公営企業に係る資金不足

比率の審査結果について申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく平成29年度新十津川町下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率の審査を終了したので、その審査結果について次のとおり意見書を提出する。

審査の概要ですが、審査の対象、審査の期日、審査の手続きにつきましては、記載のとおりでございます。

審査の結果について申し上げます。

(1) 総合意見。

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計ともに経営健全化基準は20パーセントとなっておりますが、平成29年度の実質収支額は、ともにゼロとなっておりますので、資金不足比率は算出されておられません。

(2) 個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

(3) 是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上で、公営企業に係る資金不足比率の審査意見とさせていただきます。終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第5号、平成29年度新十津川町資金不足比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、報告第6号、非強制徴収債権の放棄の報告についてを議題といたします。

報告並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第6号、非強制徴収債権の放棄の報告について。

新十津川町債権管理に関する条例第20条第1項の規定により、非強制徴収債権を放棄したので、同条第2項の規定により次のとおり報告する。

1、債権の名称、土地貸付料。

2、債権の額、13万5,649円。

3、放棄の理由、徴収の停止の措置を講じた日から3年を経過した後においても、弁済の見込みがないため。

内容の説明を申し上げます。

株式会社カバト国際カントリークラブは、将来、再建する見込みのない法人であり、かつ、財産の状況が極めて低く、強制執行を行っても、その費用を賄うことができない状況にあることから、新十津川町債権管理に関する条例の規定により、平成27年2月25日付けで徴収停止の措置としたものでありますが、徴収停止の措置を講じた日から規則で定める3年を経過した後においても、なお弁済の見込みが立たないことから、平成30年2月26日付けで債権の放棄を行ったところでございます。

非強制徴収債権を放棄した際には、債権放棄を行った年度に係る決算を認定する議会において、議会に報告する旨が定められておりますので、本定例会において報告を行うものでございます。

なお、裏面に債権者、債権の種類などを掲載しておりますので、ご参照願います。

以上申し上げまして、報告第6号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告及び内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 62ページの債権額の内訳について、お伺いしますが、単純な質問ですけれども、平成21年度の土地貸付料がないというこの理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） 6番議員のご質疑にお答えいたします。

21年は納付済みということでございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第6号、非強制徴収債権の放棄の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

議案調査及び決算審議のため、9月13日午後2時まで本会議を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は、9月13日午後2時まで休会とし、9月13日午後2時から再開いたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 5 時00分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成30年第3回新十津川町議会定例会

平成30年9月13日（木曜日）

午後1時50分開会

◎議事日程（第3号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 委員会報告第4号 議員定数等調査特別委員会中間報告
- 第3 議案第40号 新十津川町税条例等の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第4 議案第41号 平成30年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）
(質疑、討論及び採決)
- 第5 議案第42号 財産の処分について
(質疑、討論及び採決)
- 第6 議案第43号 新十津川町教育委員会委員の任命について
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第7 議案第44号 新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第8 決算審査特別委員会審査報告
- 第9 認定第1号 平成29年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第10 認定第2号 平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第11 認定第3号 平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第12 認定第4号 平成29年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第13 認定第5号 平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第14 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（11名）

- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 進藤久美子君 | 2番 | 杉本初美君 |
| 3番 | 鈴井康裕君 | 4番 | 小玉博崇君 |
| 5番 | 白石昇君 | 6番 | 西内陽美君 |

7番 安中 経人 君
9番 長名 實 君
11番 長谷川 秀樹 君

8番 青田 良一 君
10番 笹木 正文 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田 義信 君
副町長	小林 透 君
教育長	久保田 純史 君
総務課長	寺田 佳正 君
住民課長	平田 智子 君
保健福祉課長	遠藤 久美子 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後木 満男 君
建設課長	村中 忠夫 君
教育委員会事務局長	中畑 晃 君
会計管理者	谷口 秀樹 君
代表監査委員	山本 忍 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮 正人 君
--------	---------

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、決算審査特別委員会に引き続き、大変ご苦労さまです。ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後 1 時50分）

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、5番、白石昇君。6番、西内陽美君。両君を指名いたします。

◎委員会報告第 4 号

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 2、委員会報告第 4 号、議員定数等調査特別委員会中間報告を行います。

お諮りいたします。

本件につきましては、中間報告書が議長宛に提出されておりますので、議員定数等調査特別委員長より報告を求めることにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

それでは、議員定数等調査特別委員長より報告を求めます。

笹木議員定数等調査特別委員長、報告願います。

〔議員定数等調査特別委員長 笹木正文君登壇〕

○議員定数等調査特別委員長教育長（笹木正文君） それでは、議員定数等調査特別委員会の中間報告を、報告書を朗読をもって代えさせていただきます。

委員会報告第 4 号、平成30年 9 月の13日、新十津川町議会議長、長谷川秀樹様。

議員定数等調査特別委員会委員長、笹木正文。

議員定数等調査特別委員会中間報告書。

本特別委員会に付託された案件のうち決定した事項があるため、会議規則第47条第 2 項の規定により中間報告する。

記。1、議件名、平成29年発議第 6 号、特別委員会の設置について。

2、付議事件、新十津川町議会議員定数及び報酬のあり方等に関する調査。

3、調査の経過。

（1）平成29年 6 月12日を第 1 回とし、平成30年 7 月13日までの15回、議員定数等調査特別委員会を開催いたしました。その間、平成29年11月 4 日、議会講演会。平成29年11月

25日、まちづくりワークショップ。これが、おのおの一度ずつあります。

4、調査の結果。

(1) 議員定数、現行を維持することが適当である。

(2) 議員報酬、平成31年5月より月額を26,000円増加し、別表のとおりとすることが適当である。

別表。役職、議長、検討結果30万5千円、現行27万9千円。

副議長、検討結果24万7千円、現行22万1千円。

委員長、検討結果22万8千円、現行20万2千円。

議員、検討結果21万5千円、現行18万9千円。

なお、調査結果に対する経緯及び附帯すべき意見等については、別紙に記載する。

別紙。議員定数等調査特別委員会調査中間報告書の附帯意見。

議員定数等調査特別委員会では、15回にわたり特別委員会を開催するとともに、地方自治の精通者を招聘しての講演会や住民とのワークショップを開催し、様々な意見を参考にし、慎重に検討、協議を進めてきた。

議会では、住民に開かれた議会、住民参加を推進する議会を目指し、広報広聴活動の導入をはじめとした様々な取組みにより、議会の活性化を目指す一方で、新たな議員のなり手が不足していることに危機を感じている。

議会として、住民の負託に応える議会機能を維持するとともに、議員個々がやりがいを感じ、安心して活動ができる環境を整備するため、将来的に目指す、議会のあるべき姿を考え、導き出した議員定数及び議員報酬について、結論に至るまでの経過及び特に重視すべき点等について、次のとおり附帯意見として示す。

1、議員定数。

議会機能の充実強化がより必要であるという認識のもと、減員することは会議における討議や委員会活動の停滞を招く恐れがあるとして、増員して充実を図るか、または、現状を維持して議員個々の活動量を増やすかという2点について検討を行った。

結果、人口減少が進む状況での増員は考えにくく、現状の11名は、町民の意見を汲み取ることができる最低限の数であると考え、議員定数を現状維持とし、活動の明確化と効率の良い役割分担により、議会活動の充実化を図るべきであるとの結論に達した。

なお、今後の人口減少によっては、議員定数の減員について協議がなされることも考えられるが、減員する場合においては、議会の機能を維持するための議員数の下限を決めるべきとの意見が出された。

2、議員報酬。

議員報酬は、議員活動の対価とされており、議員活動の範囲及び内容をどう捉えるかが必要となる。このため、浦幌方式を参考に、活動の指標を定めた上で議員の活動量を算出し、町長の活動量との比較を基に算出する方式と消費者物価指数の推移に着目して算出する方式で試算を行った。

なお、活動量の試算にあっては、直近の平成29年の活動を基礎データとした。

(1) 試算結果。

ア、活動量の比較によるもの。

町長の月額給与、これは本則であります。78万4千円×議員の活動日数93日、割る、町

長の活動日数307日、イコール23万7,498円。

米印として、活動日数においては、活動時間の総時間数を8で除し、日数化したものがあります。

イとして、消費者物価指数の推移によるもの。

平成6年1.033、平成28年1.055を比較して、上昇率が2.13パーセントです。

現行の18万9千円掛ける102.13パーセント、イコール19万3,025円。

ウとして、次のページです。ア及びイの両要素を反映したもの。

アの試算結果、23万7,498円掛ける50パーセント、2分の1ですね、イコール11万8,749円。

イの試算結果、19万3,025円掛ける、同じく2分の1、50パーセント、イコール9万6,512円。両方の合計で21万5,261円。

(2) 結論。

ウで算出した額の端数を整理して21万5千円とし、現行の18万9千円から2万6千円の増額が適当であるという結論に至った。他の役職についても、同様に2万6千円を加算することとした。

3、議員定数等調査特別委員会の今後について。

当特別委員会に付議された議員定数及び報酬のあり方に関しては、一定の結論を示したが、今後は議会のあるべき姿に焦点を絞り、議会運営における改善点や活性化について協議を行い、議会活動の充実を図るための調査を継続する。

以上をもちまして、議員定数等調査特別委員会の中間報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 議員定数等調査特別委員長の報告が終わりました。

ただ今の委員長報告に対して、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより委員会報告第4号を採決いたします。

委員会報告第4号については、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会報告第4号、議員定数等調査特別委員会中間報告は、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第40号、新十津川町税条例等の一部改正につい

てを議題といたします。

質疑はございませんか。

4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） この度の税条例の一部改正に伴いまして、恐らく、たばこ税の方に影響が出てくるかなと思いますが、どの程度増収等が見込まれるか、今の段階で何かつかんでいるものがあれば教えていただければと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（平田智子君） 4番議員さんの質疑にお答えいたします。

今の段階では、どの程度増税になるかということは、ちょっと担当としても見えない状況で、基本的に考えますと、今まで紙たばこを吸ってた方が大体加熱式たばこの方に移行される方がほとんどではないかと思うんですよね。その割合的には全国的に見ますと、1割から1.2割くらいという形で聞き及んでいるところなんですけど、そうなった時に、最終的には、34年の10月1日の段階まで5回に段階を分けて、加熱式たばこの税額を上げていくような形で、今税条例の改正を行いますので、今現在ですと例えば、紙たばこから加熱式たばこに移行してしまう人が増えますと、逆に言えば税額が下がるという、そういう可能性もあるんですよね。

ですから、どの程度加熱式たばこの方を愛用される方がいらっしゃるのかということが、ちょっと町の方では今の段階では見えませんので、どの程度の影響額になるかということは、ここで答えすることは難しいかと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、新十津川町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第41号、平成30年度新十津川町一般会計補正予

算第5号を議題といたします。

質疑はございませんか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 6款農林水産業費でお聞きします。農業振興費の大雪対策融雪促進事業ですが、4月の第2回臨時会で予算計上されたものですが、その不足が今どきに出るとというのが、ちょっと分からないものですから、どういう仕組みで今に上がってくるのかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは、6番議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の補正ですが、大雪対策の融雪剤の補助ということで、第1号補正予算で計上させていただいたものでございます。取りまとめといたしましては、JAあるいはJA以外の購入という部分で取りまとめが必要な部分がございます。JAの部分については、ある程度早めに取りまとめできるんですが、以外の部分については少し時間がかかるということと、あと、組勘の支払いの部分がございますので、そういう部分の把握のために少し時間がかかっているという状況でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 37ページについて、地球温暖化の原因である炭酸ガス、これをどうやったら削減できるかということは大事な問題だというふうに思います。そういった観点で、この事業が組まれたという部分の説明がございましたから、それはそれでとても大事な事だから粛々とやられればよいと思うんですけども、ただ、何回も申し上げますように、本町の産業振興という部分と何とかこれを結びつけるような形で考えていただけたら、大変ありがたいなというふうに私は思うわけでございます。

そういった意味では、検査が進むわけですから、ここで1千万かけるわけですから、事業が中止になるということはないんだろうと思うんですけども、先ほど言ったように、温暖化対策等については大いに賛成ですけども、そこをもう一工夫して、やはり本町の林業の活性化という部分について、この事業と何とか絡めて工夫できないかというようなことを、ひとつ次年度、またその次の年でも構いませんから、ぜひ、検討していただきながら、本町の資源、これを活かしていただくような努力をお願いしたいなと思っております。

この議案については、特別反対するものではなくて、大いに進めてもらって結構だと思いますけども、一人の町民として、そういう視点でこの事業を見つめていきたいと思っておりますので、次年度等に向けて何とか工夫していただければ大変ありがたいなと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、要望、意見というところでございますけれども、産業振興課長の答弁をお願いいたします。

○産業振興課（後木満男君） それでは、8番議員さんのご質問にお答えします。

今回のFS調査ですが、本町の木材の賦存量、これについても当然調査いたしますし、それ以外にも、複合利用の検討という部分でも若干触れるような項目が仕様書として入っておりますので、そういう部分でほかに活用方法がないかどうかの部分についても、細か

く細部までこの中でできるかどうか分かりませんが、仕様として入れたいというふうを考えております。

将来的にうちの町の木材が活用されて、林業の振興につながれば良いと私の方も思っておりますので、今後も木材のバイオマスの利用については検討を進めてまいりたいと思っておりますので、そのようなことをご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第42号、財産の処分についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、財産の処分については、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第43号、新十津川町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第43号、新十津川町教育委員会委員の任命について。

新十津川町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求めるものでございます。住所、樺戸郡新十津川町字中央505番地7。

氏名、新田右子、昭和45年12月16日生まれ、47歳であります。

提案理由でございます。教育委員会委員が平成30年9月30日付けで任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新田右子氏に関しましては、議員各位もご承知のとおり、平成26年10月から現在まで教育委員会委員を務められ、教育行政に関して教育委員会や学校に対し意見、提案を積極的に行うなど、委員としての実績も申し分なく、また、任期中は確かな学び推進会議委員として子供達の基礎学力の定着、健全育成に尽力されております。

また、過去においては、新十津川小学校PTA役員としてご活躍されたほか、子供会育成会や剣道少年団父母の会にも献身的に取り組まれております。こうした豊かな経験を生かし、更なる教育行政の推進を図っていく上で、引き続き、新田氏を再任いたしたく、ご同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由と内容の説明といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、新十津川町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第44上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第44号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第44号、新十津川町固定資産評価委員会委員の選任について。

新十津川町固定資産評価委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求めるものでございます。

住所、樺戸郡新十津川町字花月353番地30。

氏名、鈴木誠、昭和35年2月2日生まれ、58歳です。

提案理由でございます。固定資産評価審査委員会委員が平成30年9月30日付で任期満了となるため、地方税法第423条第3項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。この度、任期満了となります松原敬典氏の後任となります。固定資産の価格に関する不服の内容審査に当たっては、幅広い識見と中立性が求められております。

鈴木氏は、農業委員や小学校評議員などの公職を多年にわたり務められ、公正中立な立場である固定資産評価審査委員として適任であると考えておりますので、選任についてご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます、提案理由と内容の説明といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎決算審査特別委員会審査報告、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、決算審査特別委員会審査報告を行います。

認定第1号から認定第5号までの各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月10日の定例会議におきまして、決算審査特別委員会に付託してございますので、審査結果の報告を決算審査特別委員会委員長よりお願いいたします。

小玉決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 小玉博崇君登壇〕

○決算審査特別委員長（小玉博崇君） 決算審査特別委員会から審査報告を申し上げます。本委員会に付託された認定第1号、平成29年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

認定第2号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第3号、平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第4号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第5号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を終えましたので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により、報告をいたします。

審査経過。平成29年度新十津川町各会計歳入歳出決算の認定については、平成30年9月10日から13日までの4日間にわたり所管担当課の説明を受け審査を行いました。

審査の結果、すべての項目において認定すべきとする。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 決算審査特別委員長の審査結果報告を終わります。

これより決算審査特別委員会審査報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎認定第1号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、認定第1号、平成29年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成29年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎認定第2号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、認定第2号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎認定第3号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、認定第3号、平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、平成29年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎認定第4号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、認定第4号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎認定第5号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、認定第5号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、平成29年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成30年第3回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後2時51分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員